

防災ボランティア活動の情報・ヒント集

資料編

内閣府防災担当

目次

1.災害ボランティアセンターの設置運営 資料編	1
2.災害ボランティアセンターの資金 資料編	43
3.安全衛生の確保、業務の範囲 資料編	83

【経緯・位置付け】

防災ボランティア活動の情報・ヒント集（案）は、内閣府が原案を作成し、第2回防災ボランティア活動検討会（平成17年3月28日）の意見を踏まえて修正したものである。

第3回検討会でも議論の予定であり、今後検討会参加者をはじめ、幅広く意見を求め、修正をしていく。

修正意見については、下記検討会事務局までご連絡ください。

（検討会事務局）株式会社 ダイナックス都市環境研究所

TEL:03-3580-8221 FAX:03-3580-8265

mail: volunteer@dynax-eco.com

担当：津賀

災害ボランティアセンターの設置運営

資料編

内閣府防災担当

2. センターの各種業務について

(1) センターの開設

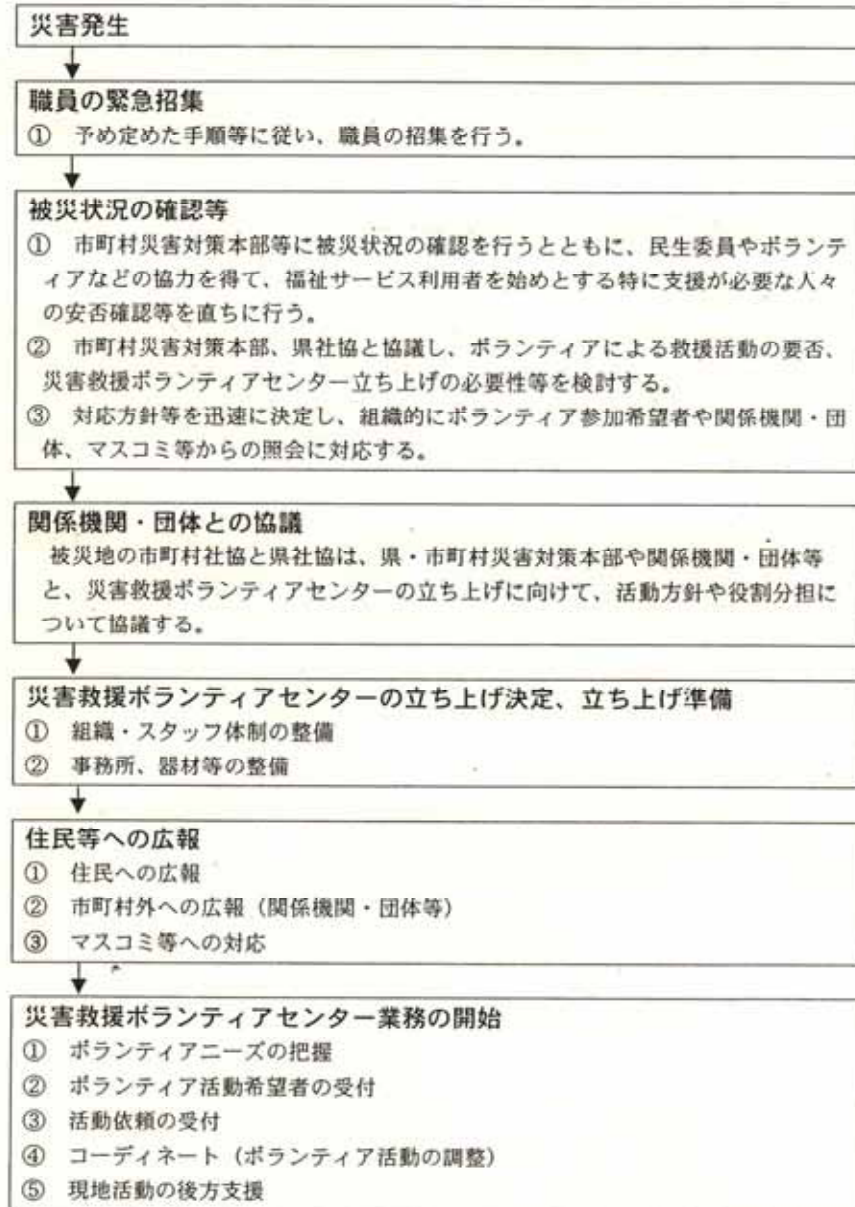
【図1】災害時のボランティアと活動のタイミング（日本赤十字社 P19）

災害時のボランティアと活動のタイミング				
フェイズ	一般的状況	被災地市民	赤十字防災ボランティア	外部ボランティア
フェイズ0	発災直後から組織的救護活動が実施されるまでの期間	- 自分や家族、身近な人の救護 - 自主防災組織、消防団など自治的な救護組織あるいは住民一般が相互に救護活動を展開	- 情報収集 防災関係機関、テレビ・ラジオ、被災地に近い防災ボランティアからの情報収集 - 初動対応の決定	初動対応の決定 医療関係等の専門ボランティア団体は、初動対応の決定
フェイズ1 (緊急対応期)	行政や公的機関による組織的救護が開始され、生命優先の緊急対応が実施される段階。救出・医療救護、衣食住の確保が最優先となる期間	地域に自治的な組織ができた場合、行政や外部からのボランティアとの連携の模索	- 被災地での情報収集 被災状況、ボランティアを必要とする被災者のニーズ、公的機関の救護状況や他団体等の生活状況など情報の収集 - ボランティアセンターの設置 状況によって、現地レベルの防災ボランティアセンターや支部レベル防災ボランティアセンターの設置 - 緊急支援活動の実施 医療救護活動の支援、地域や避難所等への救護物資の配分、炊き出し被災病院支援など緊急的支援活動の実施 - ボランティアの募集 状況により受付、募集の実施	- 専門ボランティア団体の活動 医療救護など専門領域のボランティアが活動を展開 - ボランティアの受け入れ ボランティアの受け入れなどコーディネート体制作り（都道府県レベル、市町村レベル、団体レベルそれぞれで） - 要介護者等の支援 被災した病院、施設などの支援
フェイズ2 (応急対応期)	緊急対応が収束してから、本格的な地元復興が開始されるまでの応急対応の期間	- ボランティアを必要とする被災者のニーズの多様化 - 被災地域、避難所内での被災者自治組織の形成促進	- 活動の拡大 フェイズ1からの継続の中での活動の拡大（外国人安否調査など） - 他団体とのネットワークの形成	- ボランティアの集中期 特に非専門、組織化していないボランティアの集中期 - 活動団体間のネットワークの形成 - 災害ストレスへの対応
フェイズ3 (復興期)	本格的な復興・復興対応が取られる期間	復興に向けての地域ボランティア組織の確立	- 地域ボランティア組織の支援 - 活動撤退の準備 被災地域の対応状況によって、活動の撤退を検討	- 地域ボランティア組織の支援 - 活動の撤退

【図2】：災害時の対応の流れ（島根県 P 7）

II 災害時の支援体制

1 災害時の対応の流れ



【図3】：拠点の立ち上げとボランティア受け入れの方針づくり（横浜 P2）

(2) コーディネートの流れ

拠点の立ち上げと
ボランティア受け入れの方針づくり

A. もともとボランティア活動拠点であるところ(ボランティアセンターなど)に
拠点を作るとき…

⇒まず、センターの職員との打合せが必要。

B. 何もないところに拠点を作るとき…

ステップ 1 区災害対策本部（区役所内）へ拠点設置の報告をする。

ステップ 2 拠点としての活動方針（何ができるか、使命は？）を決める。

ステップ 3 下記について、ボランティアの受け入れ方針を決める。

- ・ 宿泊の手配をするかどうか。通いに限るか。
- ・ 電話登録（事前登録）を受け付けるか。来所に限るか。
⇒原則として、事前登録はしないほうがよい。
- ・ 活動時間帯
- ・ その他（ex. 活動交通費を支給するか、医療費等の立替はしないなど）

ステップ 4 書類づくり（ボランティア登録簿、ニーズ受付カード、注意事項等）

⇒必要な書類の見本（P.21～ P.32）

ステップ 5 コーディネーターの目印を作る。



LOOK!

ルールを決めておくことが大切

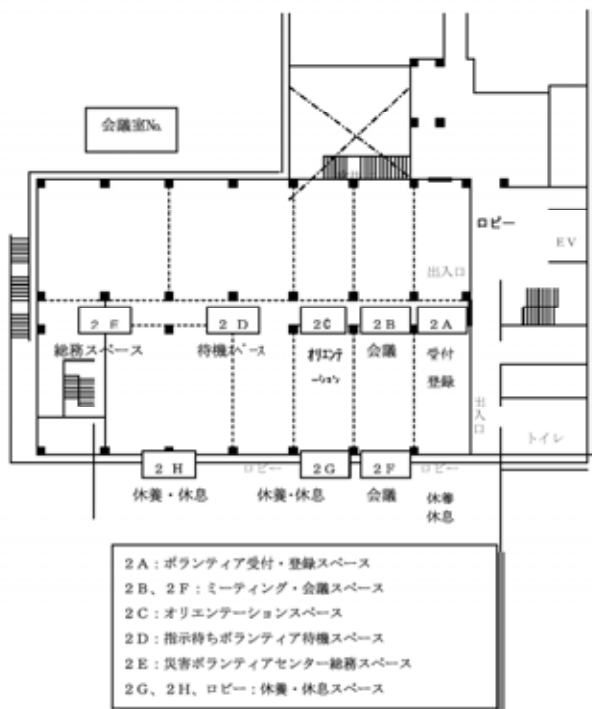
混乱の中であちこちに物資や人材の窓口があったり、さまざまな情報の連絡ルートが確立されていなかったりすると、余計に混乱が拡大してしまいます。

なるべく早くルールを決め、大きく掲示するなどの工夫により、周囲の人や関係者に浸透させる必要があります。

また、ボランティアにとって、自分の活動の場における責任者がはっきりしていることが重要です。よりよいコミュニケーションを図るためにも必要なことです。

左：【図4】 西湘地区災害ボランティアセンター配置図
 (西湘地区行政センター・小田原災害ボランティアネットワーク)
 右：【図5】 災害救援ボランティアセンターの設置 (鳥根県 P19)

(合同庁舎2階平面図)



2 災害救援ボランティアセンターの設置

(1) 事務所の設置

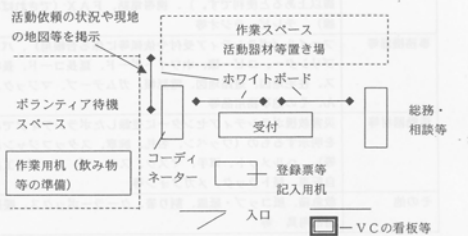
次の基準を参考に、災害救援ボランティアセンターの拠点となる事務所をあらかじめ決めておきます。建物の倒壊等使えない場合も想定し、複数の拠点候補を決めておく必要もあります。

- ① 被災地内か被災地に近接している。
- ② 被災地へのアクセスが容易であること。
- ③ 携帯電話の通話可能区域。
- ④ 公共交通機関(駅)から近い。
- ⑤ 一定の駐車スペースがある。
- ⑥ 3週間程度以上は連続して使用できること。

(例) 保健福祉センター、文化センター、公民館等

(2) 事務所レイアウト

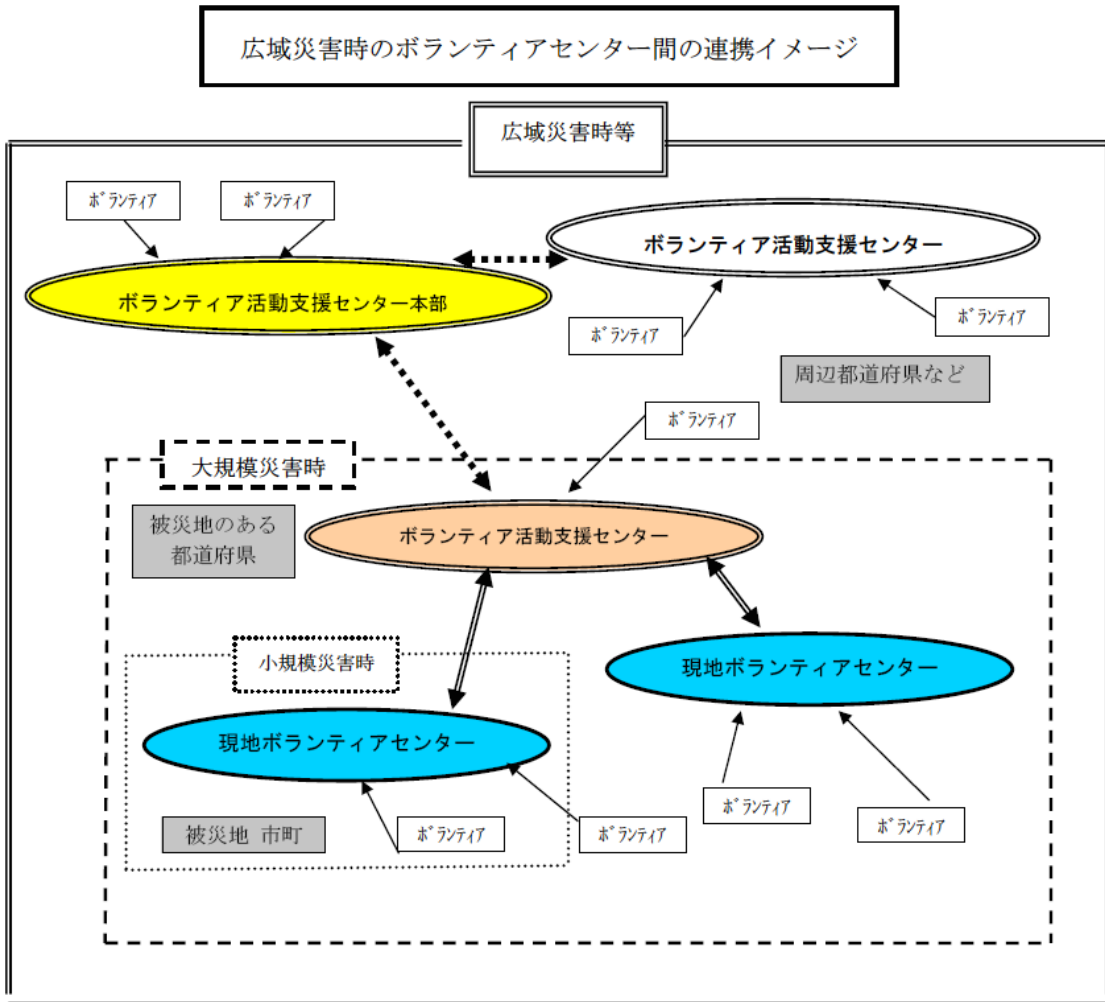
災害救援ボランティアセンター内の事務所レイアウトの例は、次のとおりです。



(3) 活動用地図の準備

市町村災害対策本部等からの情報をもとに被害地図を作成し、災害救援ボランティアセンターの一角に掲示します。地図は、被災規模に応じた縮尺とします。地図の上に透明のビニールを貼り、そこに活動状況をフェルトペン等で記入できるようにしたり、各ボランティア(グループ)の活動状況等をピンなどで図上に示せるようにしておくとう便利です。

【図6】広域災害時のボランティアセンター間の連携イメージ（総務省 P22）



【図 7】災害救援ボランティアセンターの組織体制（島根県 P16～18）

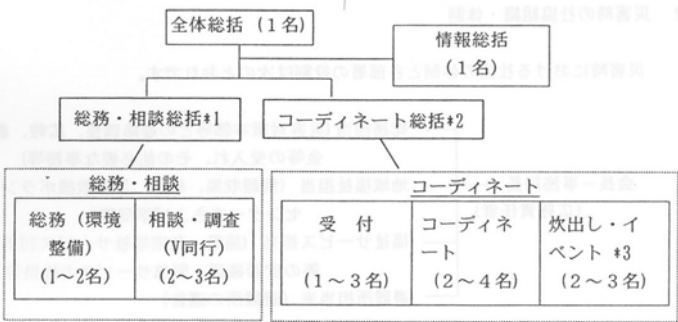
II 災害救援ボランティアセンターの組織体制等

1 組織体制

災害救援ボランティアセンターの組織体制及び各スタッフの業務内容の例は次のとおりです。

なお、各市町村社協等からの派遣により交替制で体制を組む場合（例 1 の場合）は、災害の状況によりますが、1人の職員が 3 日～1週間程度（日帰り含む。）同じ業務に関わるローテーションが組み立てられよう調整をはかる必要があります。（※少なくとも1日以上は前任者と後任者との間で引き継ぎ期間が必要です。）

（例 1）他の市町村社協からの応援を想定した体制例 ※大規模災害時等

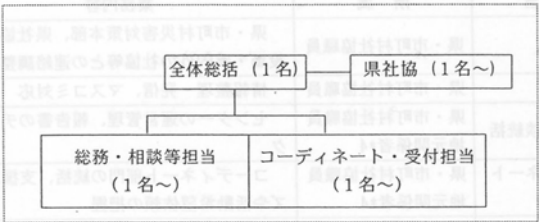


#1 総務・相談担当の中から1名を業務の総括（責任者）とする。

#2 コーディネート担当の中から1名を業務の総括（責任者）とする。

#3 必要に応じて設置する。

（例 2）被災地の市町村単独での対応を想定した体制例



（スタッフ業務分担の例）

担当等	所 属	業務内容
全体統括	地元社協職員	市町村災害対策本部との連絡調整、地元関係機関・団体等との連絡調整
県社協等との連絡調整	県社協職員	県災害対策本部、県社協・県内外の社協等との連絡調整、マスコミ対応
総務・相談等担当	地元社協職員、地元関係者等	・情報収集・整理、広報 ・避難所等の巡回訪問、地元住民等からの相談受付 ・募金・寄付等に関する事務 ・災害支援資金（生活福祉資金等）に係る事務
コーディネート・受付担当	地元社協職員、地元関係者等	・活動希望・派遣依頼の受付 ・活動調整（マッチング、コーディネート、オリエンテーション等） ・炊出し等、各種イベントの企画・募集 ・ボランティア活動保険、活動証明等に係る事務 ・受付・コーディネート状況等の報告

(スタッフ業務分担の例)

担 当		所 属	業務内容
統 括	全体統括	県・市町村社協職員	県・市町村災害対策本部、県社協・町役場・県内外の社協等との連絡調整
	情報統括	県・市町村社協職員	情報整理・発信、マスコミ対応
	総務・相談統括	県・市町村社協職員 地元関係者*4	センターの運営管理、報告書のチェック
	コーディネート統括	県・市町村社協職員 地元関係者*4	コーディネート部門の統括、支援ニーズや活動希望依頼の把握
総務・相談	総務	地元社協職員 県・市町村社協職員 地元関係者等*4	・募金・寄付等に関する事務 ・災害支援資金（生活福祉資金等）に係る事務 ・センターの環境整備・買い出し等 ・センター運営の庶務 等
	相談・調査、情報収集	地元社協職員 県・市町村社協職員 地元関係者等*4	・避難所等の巡回訪問、地元住民等からの相談受付 ・活動状況の全体把握、情報収集・整理 ・ボランティアとの現地同行（兼送迎）
コーディネート	受付	県・市町村社協職員 地元関係者等*4	・ボランティアの受付 ・ボランティア活動保険、活動証明等に係る事務 ・受付・登録状況等の報告
	コーディネート	県・市町村社協職員 地元関係者等*4	・活動依頼の受付 ・活動調整（マッチング、コーディネート、オリエンテーション等） ・コーディネート状況の報告
	炊出し・イベント ※必要に応じて	県・市町村社協職員 地元関係者等*4	・炊出し等、各種イベントの企画・募集 ・炊出し等各種イベントの受付・コーディネート ・活動状況の報告

*4地元関係者等：ボランティア、NPO団体スタッフ等

(2) 情報収集・発信

【図8】 災害ボランティアセンターのチラシ

様式-2 災害救援ボランティアセンター開設チラシ	様式-1 ボランティア募集チラシ									
お電話ください!! 軽米町水害ボランティアセンター 開設について —このセンターは水害を乗り越える助け合いの組織です— ①困りごとの相談を承ります ②ボランティアがお手伝いいたします ③どんな小さなことでも結構です。ご連絡ください。 ☎ 0195 (00) 0000 (内線 000) 11月30日まで受け付けいたします。 お手伝いします。何かございましたら、お気軽にご相談ください。 <table border="0"><tr><td>○ガレキの片付け</td><td>○倒れた家具の移動</td><td>○飲料水の運搬</td></tr><tr><td>○屋内の片付け</td><td>○荷物の出し入れなどの力仕事</td><td></td></tr><tr><td>○避難所の手伝い</td><td>○引越しの手伝いなど</td><td></td></tr></table> — 軽米町水害ボランティアセンター — 設置場所：軽米町役場1階（軽米町〇〇〇〇〇）	○ガレキの片付け	○倒れた家具の移動	○飲料水の運搬	○屋内の片付け	○荷物の出し入れなどの力仕事		○避難所の手伝い	○引越しの手伝いなど		軽米町水害救援ボランティア 募 集 先般の岩手県北部で発生した局地的な大雨によって、軽米町などで水害を受けた人々を救援するボランティアを募集しています。 専門的な技術がなくても参加が出来る「お手伝い活動」です。 また、調理や建築、看護、介護、相談などの専門的な技術を持った方も大歓迎です。 年齢性別を問いませんので、体調を整えてご参加ください。 参加の方法は、次の番号にお問い合わせください。 ☎ 0195 (〇〇〇) 〇〇〇〇 — 軽米町水害ボランティアセンター — 設置場所：軽米町役場1階（軽米町〇〇〇〇〇） ※ なお、交通費や宿泊場所の提供はありません。
○ガレキの片付け	○倒れた家具の移動	○飲料水の運搬								
○屋内の片付け	○荷物の出し入れなどの力仕事									
○避難所の手伝い	○引越しの手伝いなど									

【図 9】 災害ボランティア支援本部等の資機材（大和市）
生涯学習センター（災害ボランティア支援本部）

資機材の名称等	数	適用	資機材の名称等	数	適用
活動場所	3	本館、北館、ホール（601名）	拡声器	2	事務室
電話機	1	事務室	軍手	なし	
ファックス	1	事務室	非常食	なし	
コピー機	1	事務室	紙皿、紙コップ	なし	
印刷機	1	事務室	救急箱	1	事務室
工具類	1	事務室	宿泊用具	なし	
長机／イス	2 2 3／6 6 9	本館、北館合わせた数	自転車・バイク	自転車 1	
明細地図	1	事務室	ポリタンク	なし	
道路地図	1	事務室	カメラ	1	事務室
パソコン	4	事務室	電池	あり	事務室
テレビ	2	事務室	ブルーシート	1	事務室
ラジオ	2	事務室	無線機	1	防災無線機「やまと 268」
ヘルメット	なし				
手洗い用消毒液	なし	せっけんは倉庫にある			
延長電源コード	1	事務室			
地域防災計画	1	事務室			

(3) ボランティアコーディネート

①ボランティアの受け入れ

【図10】 問い合わせ対応（石川県 P28、29）

●県内での活動状況を簡単に伝える。

活動している場合

活動内容：大枠を簡潔に（重労働、軽作業、特殊作業など）

活動場所：場所の地図を用意しておき手渡す。

受入先名：上記の地図に訪ね先を明確に書いておく。

連絡先：特に必要のない場合は、出来るだけ伝えない。（混乱のもと）

必要備品：個人備品の準備を促す。持っていない時は買い揃えてもらう。

服装内容：不完全な場合は、買い揃えるなりの準備を促す。

宿泊有無：基本的には、ボランティア自身で準備することを促す。日帰り歓迎。

その他の必要事項：ボランティア保険の加入を促す。

活動していない場合

他の受入れ先の連絡先などを伝える。

②ニーズの収集

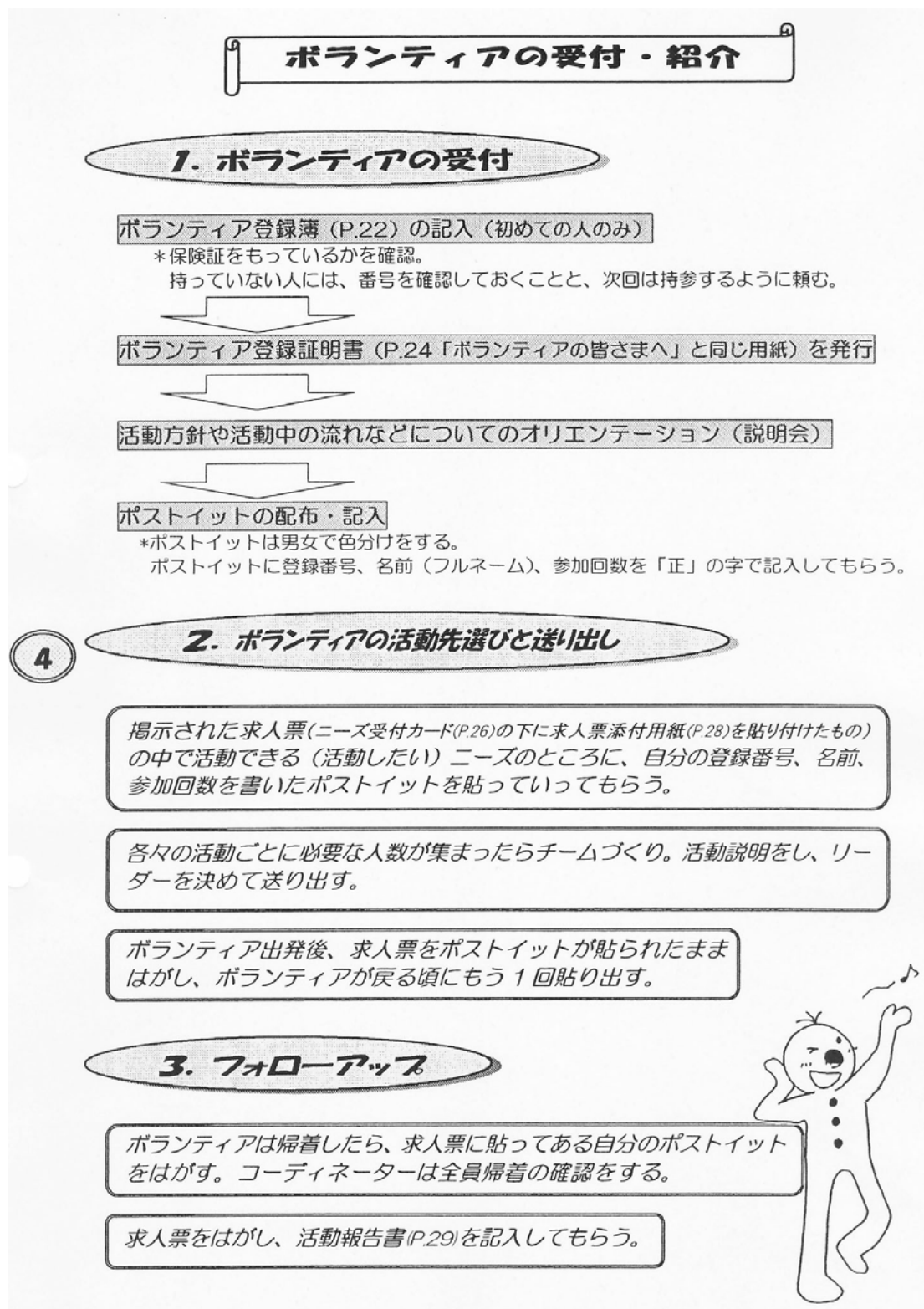
【図 1 1】 想定されるボランティアニーズ例（多治見市 P21）

【ボランティア活動の特徴や内容】

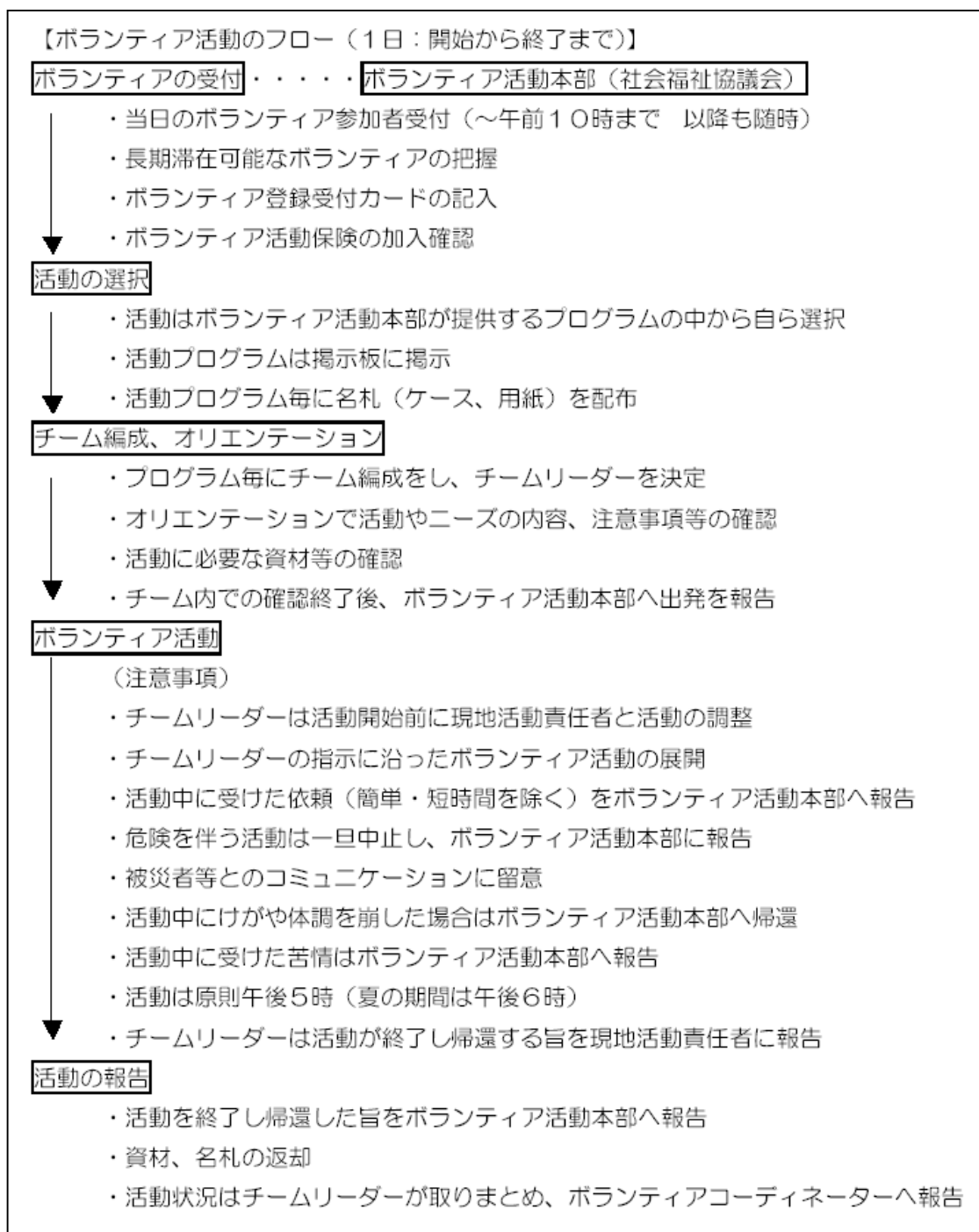
		活動の特徴	想定される活動	ボランティア
災害発生直後	発 生 ↓ 一 週 間 程 度	・ 人命救助や避難者の安全確保が最優先 ・ 災害救助法による活動、市・自主防災組織の活動が中心でボランティア活動は制限 ・ 情報不足や混乱が想定 ・ 要援護者の安否確認、安全確認、避難所への誘導 ・ 避難所での生活開始 ・ ボランティア活動本部の立ち上げとボランティア受入れ開始	・ 被災者の安否確認 ・ 被災者の避難誘導 ・ 物資の調達、運搬、仕分 ・ 避難所の手伝い（炊き出し・洗濯・水運び 等） ・ 要援護者等への配食、買物 ・ 屋内外の片付け	市の活動、災害救助法に基づく活動 自主防災組織、市内ボランティアによる活動
生活支援期	一 週 間 ↓ 一 月 程 度	・ 避難所や地域での被災者の生活支援活動 ・ 被災者の心身の疲労やストレスを考慮 ・ 避難所から仮設住宅や自宅へ移動 ・ 市外からのボランティアの参入 ・ ボランティア活動の活発化 ・ 被災者の心理や生活ニーズに基づいたコーディネート	・ 被災者の安否確認 ・ 物資の調達、運搬、仕分 ・ 避難所の手伝い（炊き出し・洗濯・水運び・入浴・話し相手 等） ・ 屋内外の片付け、引越し手伝い ・ 移送、入浴、買物、付き添い等のサービス	市外からのボランティア参加と大規模な活動
復興期以降	一 月 以 降	・ 仮設住宅や地域での支援活動 ・ 緊急一時的な活動から地域に根ざした継続的な活動 ・ 要援護者等の個別ニーズへの対応 ・ ボランティア活動の縮小と市内ボランティアによる活動の継続	・ 日常生活支援 ・ 話し相手、引越し手伝い ・ 要援護者の買物、通院付き添い	市内ボランティアによる活動

③ボランティアコーディネート

【図12】 ボランティア受付・紹介（横浜 P4）



【図 1 3】 ボランティアの 1 日の活動フロー（多治見市 P22）



【図1 4】 ボランティアの1日の活動フロー（高知県 P17）

時 間	内 容	備 考
8 : 0 0	スタッフ集合	スタッフ会議の準備
8 : 1 5	スタッフ会議	それぞれの役割の確認 ニーズ確認 物資の確認 車両の確認 無線の配付 等
8 : 2 5	チームミーティング	それぞれの役割の確認
	求人票貼り出し	
8 : 3 0	ボランティア活動開始 ボランティア受付 ↓ 求 人 票 閲 覧 活動希望先の選択 ↓ オリエンテーション ↓ 現 場 へ 出 発 ↓ 活 動 報 告	
1 2 : 0 0	各自昼食（随時）	
1 5 : 3 0	翌日の準備開始	各担当チーフ決定 受付票集計・ファイリング
1 6 : 3 0	ボランティア活動終了	ボランティア解散
1 7 : 0 0	スタッフ会議	本日の反省 明日に向けて
1 8 : 0 0	後片付け	
1 8 : 3 0	スタッフ解散	

(4) ボランティアの安全・衛生管理

①ボランティア活動前の事前対策

【図15】新潟県災害救援ボランティア本部HPより抜粋（地震災害・氷雪災害を想定）

■【重要】過敏性肺炎に注意しましょう(04.11.15 16:10)

新潟県・新潟県医師会から家屋の復旧・撤去作業をする方・ボランティアの方に過敏性肺炎に対する警告が発表されています。ボランティアに行く方は以下を読み注意して作業するようにしてください。

1. 過敏性肺炎とは

・カビなどの粉塵(ほこり)の吸入によって起こります。症状は悪寒・発熱・全身倦怠感、筋肉痛、咳、痰、呼吸困難など、かぜ様症状が現れます。

2. 注意することは

カビが生えているような環境での作業、後片付けなどで、ほこりが舞うような作業を行う場合は、以下の事項に注意してください。

1. マスクを着用し、作業をしてください。

2. 十分に換気をしながら作業をしてください。特に密閉された空間での作業は適宜外へ出るなどしてください。

3. 作業終了後4～6時間後に上記症状があらわれた場合は、速やかに医療機関に受診してください。

4. アレルギー体質などの方は、無理しない範囲で作業を行いましょう。

また体力が落ちている時・疲労時は作業を行わないようにしましょう。

■【重要】除雪ボランティアをする際はヘルメットの着用を(05.01.14)

中越地方での連日の大雪により、雪かきや雪下ろしなど、除雪ボランティアをすることが多くなってきております。

屋根に上って雪下ろしをする際は、落下の危険があります。また、軒下などでの除雪作業においても、屋根の上の雪が落ちてくる可能性があり、雨が降って雪が重たくなっているため、特に危険な状態となっています。

除雪は危険を伴う作業です。新潟県内の方々は、雪かきや雪下ろしをする際には必ずヘルメットを着用する習慣があります。除雪に出かけられるボランティアの方は、必ずヘルメットを着用するようにしてください。

http://www.nponiigata.jp/jishin/archives/cat_10ueeoeeaeie.html

作成主体：新潟県災害救援ボランティア本部、平成16年11月・平成17年1月作成

【図 1 6】岩手県災害ボランティア活動マニュアルより抜粋（大規模災害を想定）

作成主体：岩手県、平成 12 年 3 月作成

9-(2) 危険な仕事の依頼か、苛酷な重労働かの判断

9-(2)-① 危険な仕事とは、重労働とは

- 消防車やバトカーが監視している状態の現場作業。
- 立ち入り禁止区域での作業。●危険家屋での作業。
- 異臭がたちこめる付近での作業。●屋根に登ってシートをかける作業。
- 傾いた家から家具を運びだす作業。
- 大量の土砂やガレキを撤去する作業。●活動場所が遠隔地にある作業。
- 通過が困難な橋や道路を往来する作業。●深夜に及ぶ作業。
- 悪天候での作業など。

9-(2)-② 危険や苛酷を察知する問い掛け

- 建物は倒れかかっていませんか。●ビルの何階ですか。
- その建物の中には、あなたや家族の人が入ったことがありますか。
- 重さはどれくらいでしょう。●大きさや高さはどれくらいですか。
- 何か匂いのするものですか。●警察や消防の方は残っておられますか。
- 道具を使ってやる仕事ですか。●女性でもできる仕事ですか。
- 一人でやったら何日ぐらいかかりそうですか。
- 一般の人が立ち入りできますか。

②ボランティア活動開始前のオリエンテーションによる対応

【図17】巡回作業に関する資料

社会福祉協議会による災害時のボランティア活動支援マニュアル作成に関する指針より抜粋

(大規模災害を想定)、作成主体：島根県社会福祉協議会・島根県ボランティア活動振興センター、平成14年3月作成

1 巡回開始前に

(1) 地図作成

※ 効率よく動くために一人が30分～1時間で回れるように災害地域を分担し、数人で一度に地域全体を巡回できるように地図を作成する

- ① 災害地域全体地図を基に地図を分割する
現場の地理に詳しい人と相談しながら分割する
- ② 翌日以降のため、分割した地図は数枚印刷する
- ③ 本日のボランティア活動先をマーカーで明記する
- ④ 場所により特記事項があれば記入する

2 巡回作業開始

(1) ボランティアの活動現場に到着

- ① ボランティア依頼者の確認
ボランティアの依頼どおりに活動者の派遣がされたか確認する。
依頼どおりでないときは、再度要望を聞きセンターと連絡しその場でコーディネートしてもらい、依頼者にコーディネート内容を伝え理解してもらう
- ② 活動現場のボランティア代表者とできる限り話をする
- ③ いくつか質問をする
 - イ 十分休憩をとっているか
休憩を取っていない場合は、すぐ休憩をさせる
 - ロ 体調を崩していないか
調子が良くない人がいれば、すぐセンターに戻るようさせる
又は、巡回集合場所に行ってもらいセンターから迎えにきてもらう
 - ハ けがの確認
応急処置で直るのであれば、その場で処置する
その場での処置が困難と思われる場合はセンターに連絡し、指示をうける
 - ニ 飲料水などの支給
 - ホ 他にボランティア活動用具が必要か確認する

【図18】安全管理に関する資料

■社会福祉協議会による災害時のボランティア活動支援マニュアル作成に関する指針より抜粋

(大規模災害を想定)、作成主体：島根県社会福祉協議会・島根県ボランティア活動振興センター、平成14年3月作成

(活動基準の例)

ア. 活動時間の管理

原則1時間で休憩15分。日中は、疲労度に応じてさらに休憩をする。昼食時間は1時間取る。一日の作業時間は、昼食や休憩時間を含めて6時間以内を目安とする。

イ. 水分補給の管理

熱射病や脱水症状の予防のため、休憩時に十分水分が補給できるようにする。(※ボランティア自身に持参してもらうと共に、ボランティアセンターにも準備しておく。)

ウ. 住民の仕事とボランティアの仕事の区分

住民が行う作業の補助的役割がボランティアであり、必ず住民も参加して行うことを徹底する。高齢者などの場合は、本人か関係者の立ち会いで作業する。

Point

- ① 被災地の状況にもよりますが、なるべく団体（グループ）で参加してもらうことや、具体的な支援内容を事前に決めておくこと、現地では自己完結的な活動ができるよう準備する（活動器材や食事等を各自で準備）ことなどをあらかじめ伝えておきます。
- ② 不潔な環境での重労働等が主な活動の場合、下記例のような人には、お断りしたり、受付やボランティアセンターでの仕事などの軽作業にまわってもらうことを伝えます。

(不潔な環境での重労働を遠慮してもらう人の基準例)

ア. 70歳以上はお断りする

イ. 65～70歳は軽作業に回ってもらう。

ウ. 「最低血圧が90以下で、かつ最高血圧が140以下」以外の方は、医師に相談してもらう。

エ. 心臓病やケガ、その他病気がある人は、医師に相談してもらう。

【図 20】 主要な専門機関への連絡先

災害ボランティアコーディネーターハンドブックより抜粋（地震災害を想定）

作成主体：横浜災害ボランティアネットワーク、平成 12 年 9 月作成

● (5) 専門機関連絡先 (p. 20 参照) 《参考: 1998『横浜市防災計画』》

区 分		市担当部署	TEL/FAX
医療関係	医 師	衛生局 地域保健課	671-2451／ 663-4469
	看 護 人		671-2466／ 664-6753
福 祉 関 係		福祉局 福祉のまちづくり課	671-2386／ 664-4739
外国語の通訳・翻訳		総務局 国際室	671-2078／ 664-7145
アマチュア無線技士		総務局 災害対策室	671-3453／ 641-1677
応急危険度判定士		建築局 建築指導課	671-2940／ 681-1654

③ボランティア活動保険の加入

【図21】 ボランティア保険に関する参考資料（島根県 P34）

II ボランティア活動保険の取扱い

ボランティア活動保険の補償期間（4月1日以降の中途加入の場合）は、加入申込手続きの完了した日の翌日（午前0時）からとなります。

※加入申込手続きの完了した日とは、受け付けた社協が加入申込書の内容を確認後、受付印を押印、掛金を受領したときをいいます。

ただし、社協が掛金の全額を負担する場合は、受付印を押印した時点をいいます。

したがって、原則として、活動に参加する前日までにボランティア活動保険の加入手続きを済ませておく必要があります。

被災地の災害救援ボランティアセンターは受付やコーディネート業務で忙殺されていますので、できれば、事前に活動参加者が居住する各市町村社会福祉協議会で手続きを済ませておくよう、電話等での事前申込時に伝えておきます。

（ボランティア活動保険の加入プラン・補償内容等の概要）※平成13年度時点

保険金の種類		加入プラン・補償金額		
		Aプラン	Bプラン	Cプラン
傷害	死亡保険金	1,115.3万円	2,302.1万円	3,521.9万円
	後遺障害保険金	1,115.3万円	2,302.1万円	3,521.9万円
	入院保険金日額	5,900円	8,700円	11,000円
	通院保険金日額	3,800円	5,600円	7,600円
賠償	対人・対物とも 免責（自己負担）	3.5億円 なし	4億円 なし	4.5億円 なし
	掛金 （年間）	基本タイプ A 300円	B 500円	C 700円
	天災タイプ※	天災A 630円	天災B 1,110円	天災C 1,590円

※「天災タイプ」とは、天災（地震・噴火・津波）によるボランティア自身の傷害事故を補償するものです。

（ボランティア活動保険の補償対象となる事故）

傷害 事故	ボランティアが活動中の急激・偶然・外来の事故によりケガをした場合	
	対象	対象外
	○活動中に転んでケガをした。 ○活動中に交通事故によりケガをした。 ○活動中の食中毒事故 ○活動中の特定感染症（O157など） ○活動中の日射病・熱射病 など	×靴ずれ、しもやけ、長期間の ストレスによる腰痛 ※故意による事故 ※無資格、酒酔い運転中の事故 など
賠償 事故	ボランティアがボランティア活動中の偶然の事故により、他人の身体または財物を損壊させたことにより法律上の賠償責任を負った場合 ※活動場所と自宅との往復途上の事故も補償の対象	
	（対象外となる事故の例） ×自動車による対人・対物事故 ×医療行為に関する事故 ×故意に起因する事故 ×配偶者、生計同一者に対する事故 など	

【図22】ボランティア保険の紹介

災害ボランティアコーディネーターハンドブックより抜粋（地震災害を想定）

作成主体：横浜災害ボランティアネットワーク、平成12年9月作成

ボランティア活動保険

全国社会福祉協議会の保険。

防災・災害ボランティアも補償。災害プランあり。

加入対象：ボランティア個人またはグループ、NPO法人

掛け金：1人 300円～700円／年度

申込み：市または区の社会福祉協議会。（P.38 参照）

問合せ：横浜市社会福祉協議会

☎201-8620 ☎201-1620

横浜市市民活動保険制度

ボランティア活動中の事故に対する横浜市の補償制度。

加入手続き：必要なし／横浜市民対象

（事故発生後は速やかに申請。事故報告書の提出必要。）

防災・災害ボランティアも補償。

問合せ：市民局地域振興課

☎671-2317 ☎664-0734

*各区役所でも受け付けています。

神奈川県ボランティア事故共済

（社）神奈川県青少年協会の補償制度。

防災・災害ボランティアも補償。

掛け金：1人 600円／年度

加入手続き：県青少年協会または社会福祉協議会にて

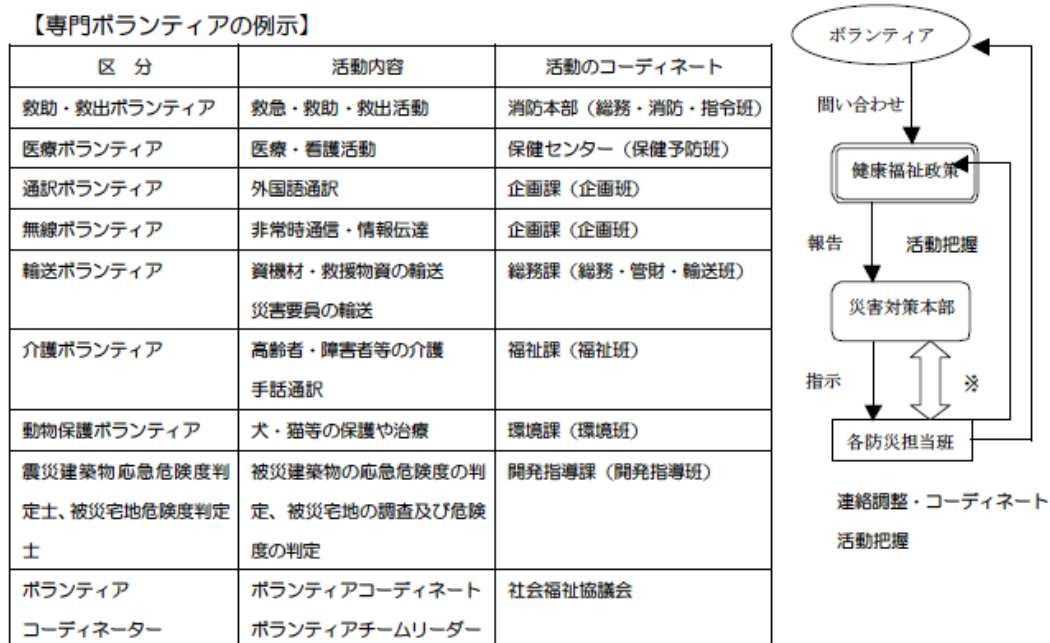
問合せ：（社）神奈川県青少年協会

☎402-0346 ☎402-0362

(5) ヒト・モノ・カネの確保

①人材の確保

【図23】 専門ボランティアの例示（多治見市 P11）



【図 2 4】専門ボランティアの問い合わせ先

災害ボランティアコーディネーターハンドブックより抜粋（地震災害を想定）

作成主体：横浜災害ボランティアネットワーク、平成 12 年 9 月作成

（3）専門ボランティアの申し出があったら・・・

ここへ連絡！

分 類	内 容	Tel/Fax
医 療	医師	被災状況に応じた、より実質的な活動体制を立ち上げるため、ボランティアの受付・登録を被災後に実施予定。
	看護人	災害時に医師等と応急医療を行なうため、看護ボランティアの事前登録を行なっている。
福 祉 関 係	福祉関係のボランティアは、災害時に限らず、高齢化社会において多様なニーズを抱えている。ボランティア登録は、市社会福祉協議会、区社会福祉協議会等で受け付けている。 ※P.38 参照	市福祉局 福祉のまちづくり課 671-2386/664-4739
外国語の通訳・翻訳	外国語の通訳・翻訳関係の活動は、平常時から行なわれており、(財)横浜市国際交流協会や国際交流ラウンジ等でボランティア派遣を行なっている。これらの活動を軸に、災害時も連携・協力を図る。 ※P.38 参照	市総務局 国際室 671-2078/664-7145
アマチュア無線技士	横浜市アマチュア無線非常通信協力会と災害時の協力に関する協定を締結。 (社)日本アマチュア無線連盟神奈川県支部との協力による。(活動拠点は県サポートセンター)	市総務局 災害対策室 671-3453/641-1677
応急危険度判定士	被災建築物の使用可否を判定する専門家。神奈川県内の応急危険度判定士登録者数は、平成 11 年 8 月現在で、9,560 名。災害時の連携・協力を図る。	市建築局 建築指導課 671-2940/681-1654

20

◆応急危険度判定士とは・・・◆

ひとくちメモ

都道府県知事により登録された建築技術者。ヘルメットシールや腕章などで明示され、身分証明として「判定士登録証」を常時携帯している。
被災した建築物が余震等により、倒壊または、落下物を発生させ、人命に危険を及ぼす恐れがあるため、被災後すぐに建築物の調査を行い、使用の可否を判定する。
神奈川県では、県と県内全市町村とで「神奈川県建築物震後対策推進協議会」を設置しており、「応急危険度判定基準」の整備を進めている。

《参考》応急危険度判定士養成講習会の問合せは・・・⇒ (財)神奈川県建築安全協会
☎212-3599/☎201-2281

②物資の確保

【図25】 必要資器材のチェック（横浜 P3）

チェック
●必要資器材のCHECK!!

(参考：大阪ボランティア協会「月刊ボランティア」1995年3月号)

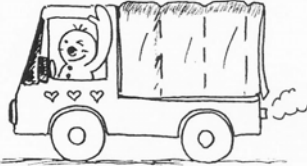
※ 機材関係 ※

- ☐ 被災地域の地図（全体が見える「道路地図」と個々の家がわかる「住宅地図」の両方）
- ☐ コピー機
- ☐ 簡易印刷機
- ☐ パソコン
- ☐ 仮設電話
- ☐ FAX（仮設電話との併用でもよい）
- ☐ トランシーバー
- ☐ 長机、椅子
- ☐ ラジオ、テレビ



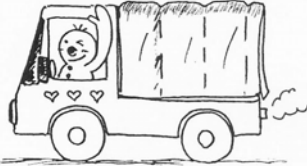
※ 事務用品関係 ※

- ☐ ポストイット（2色以上）
- ☐ 基本的な事務用品（台付きのセロハンテープはがあると便利）
- ☐ 乾電池



※ 交通手段関係 ※

- ☐ 自転車（鍵と荷台付き）
- ☐ バイク（荷台付き）
- ☐ 軽トラック（ホ口付きだと便利）



※ 服装関係 ※

- ☐ スタッフの目印（帽子、ジャンパーなど）
- ☐ 腕章（落ちないように安全ピンを付ける）
- ☐ 名札（宛名印刷用シール、ガムテープ、荷札でもよい）



※ 生活用具関係 ※

- ☐ ヘルメット（家財の片づけなどに必要）
- ☐ 軍手（ボランティアの予備用）
- ☐ マスク（ほこり防止）
- ☐ 工具類
- ☐ スコップ、バール、ロープなど
- ☐ 救急箱、薬品
- ☐ 非常食
- ☐ 紙コップ、紙皿（水が出ない場合は必須）、割りばし
- ☐ 宿泊用具
- ☐ 暖房器具



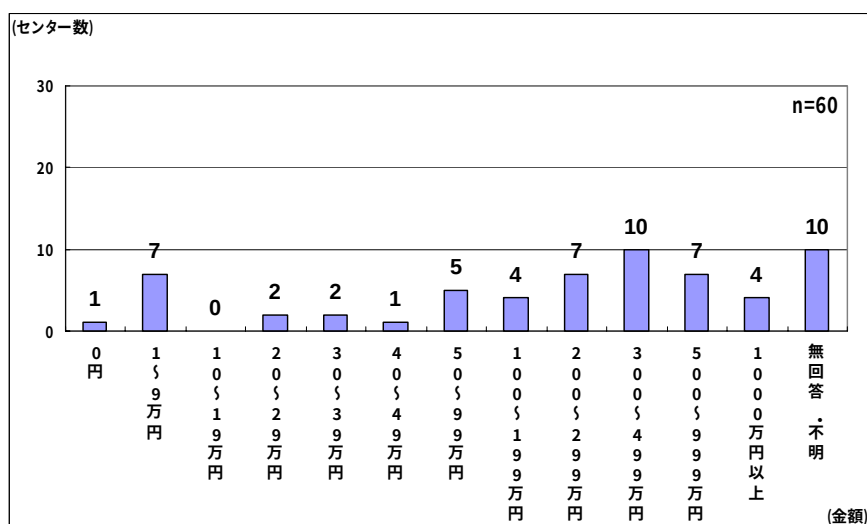
【図26】 救援本部等での備品（石川県 P34）

救援本部等での備品		
関連	内 容	
備品 関連	家電製品	□ラジオ □携帯ラジオ □電池(各種) □投光器 □ドラムコード
	事務機器	□コピー機 □簡易印刷機 □パソコン式 □複写ホワイトボード
	工 具 類	□ロープ □シャベル □ツルハシ □ボーリング □バール □電動工具 □簡易工具 □カラーコーン □缶切り □ひしゃく □ドラム缶
	個人備品	□使い捨てカイロ □懐中電灯 □マスク □ホイッスル □手袋(各種) □長靴 □カッパ □ヘルメット □ヤッケ
	事務用品	□筆記用具 □ポストイット □テープ類(布、クラフト、ビニール) □印刷用紙(各種) □カッター □はさみ □定規 □のり □ボンド □ カッティングボード □荷造ひも □ホッチキス □クリップ類 □クリップボード □紙ファイル
	通信機器	□電話 □ファクシミリ □トランシーバー(無線機) □携帯電話
	車 両 等	□台車 □リヤカー □自転車 □ミニバイク □軽トラック(箱バン)
食料 関連 救 援 物資・ 備品	そ の 他	□カメラ □ゴミ袋 □拡声器 □テント □毛布 □シュラフ □応急医薬品 □ポリタンク □グラウンドシート □地図類
	支 給 品	□米 □乾パン □飲料水 □レトルト食品 □缶詰
	設置備品	□ポリバケツ □ポリタンク □使い捨て食器 □グラウンドシート □ 携帯コンロ □ボンベ □タオル □畳 □ついたて □カーテン □簡易トイレ □看板 □布団 □暖房器具 □冷房器具

③資金の確保

問2-1 災害ボランティアセンターの「初動時の立ち上げ資金」について、調達先と調達金額をお答えください（複数回答）。

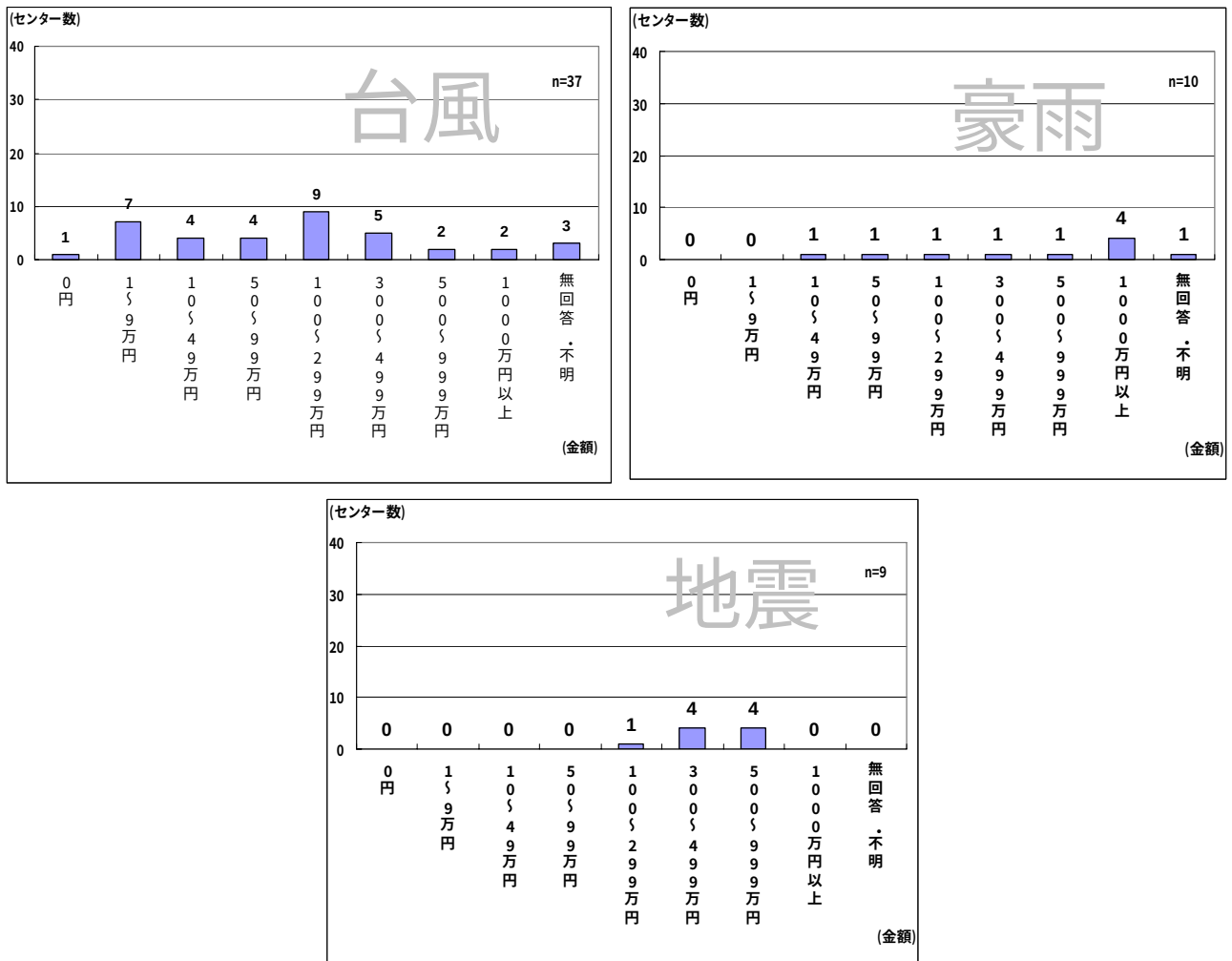
【図27】 災害ボランティアセンターの設置・運営に使われた資金総額



災害の規模や種類にもよるが、センターの運営・設置には50万円以上の資金を使ったとの回答が多い。1000万円以上の資金を使ったセンターは、三条市災害ボランティアセンター、豊岡市水害災害ボランティアセンター、福井市災害ボランティアセンター、新居浜市社協災害ボランティアセンターの4センターとなっている。

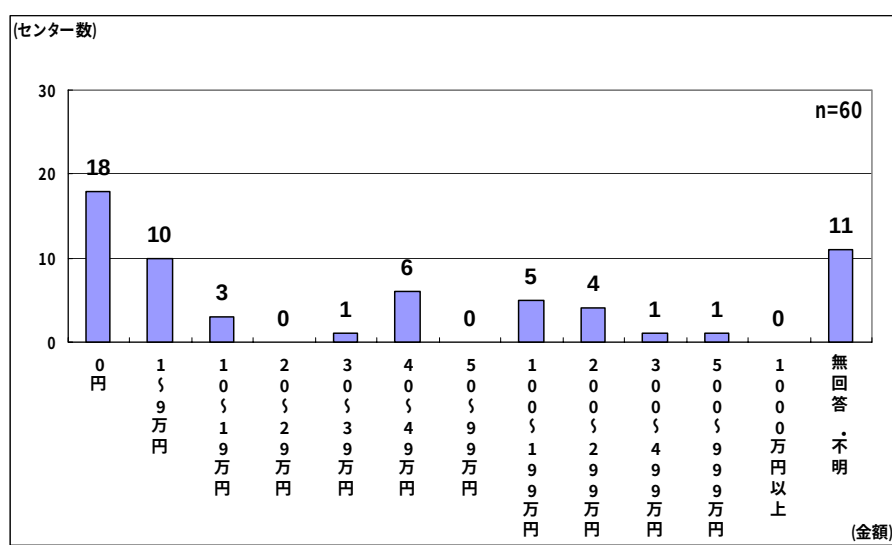
【図 2 8】 災害ボランティアセンターの設置・運営に使われた資金総計

(左：台風、右：豪雨、下：地震)



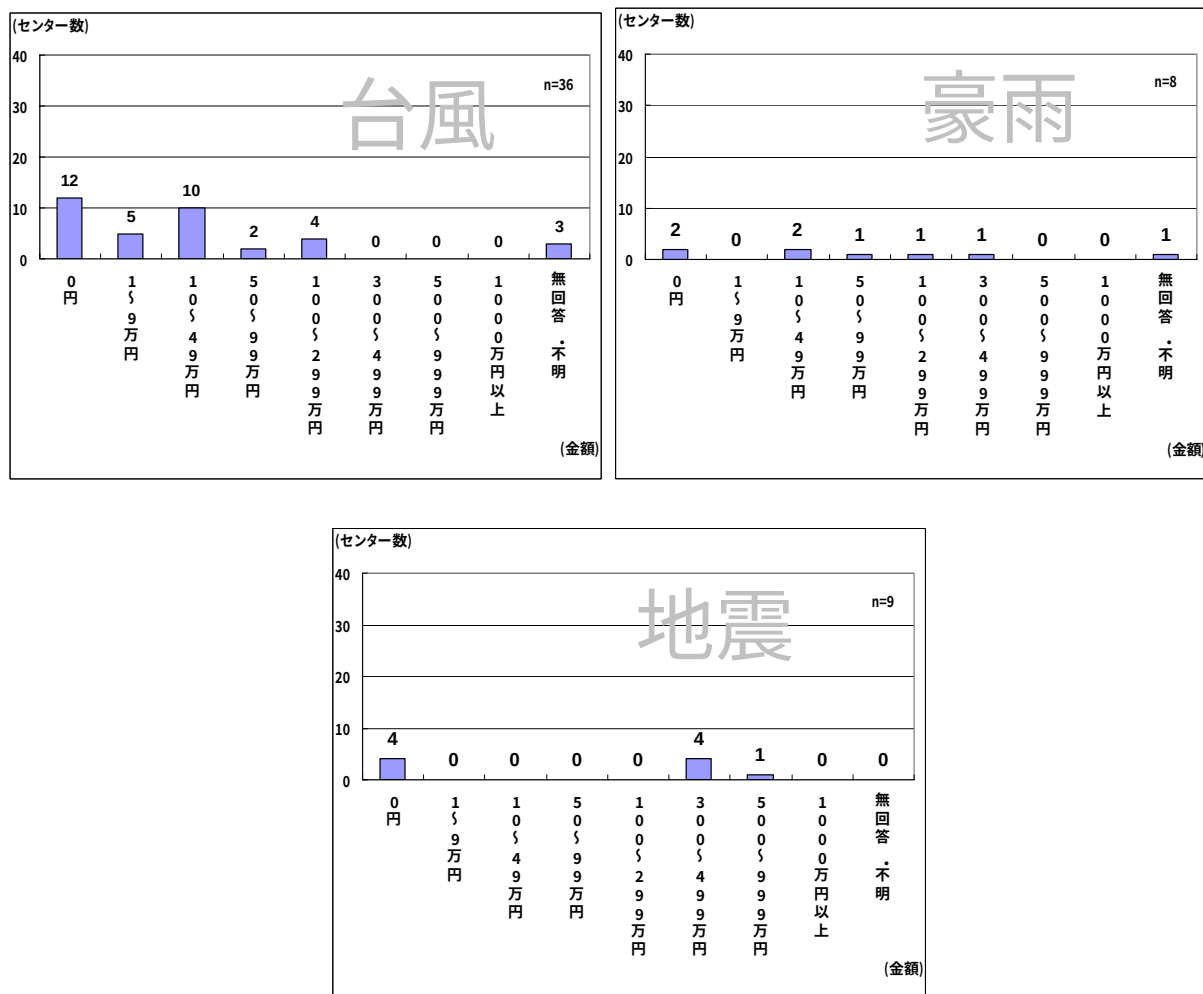
台風によって設置されたセンターの 7 割程度は、300 万円以下の資金で設置・運営がされている。一方、集中豪雨によって設置されたセンターの内、4 センターでは 1000 万円以上の資金を使っており、災害によって資金額に違いがあると言える。

【図 2 9】 災害ボランティアセンターの設置時に使われた資金額



センターの設置時には、18のセンターで資金を使っていない。ほとんど300万以下の金額となっている。

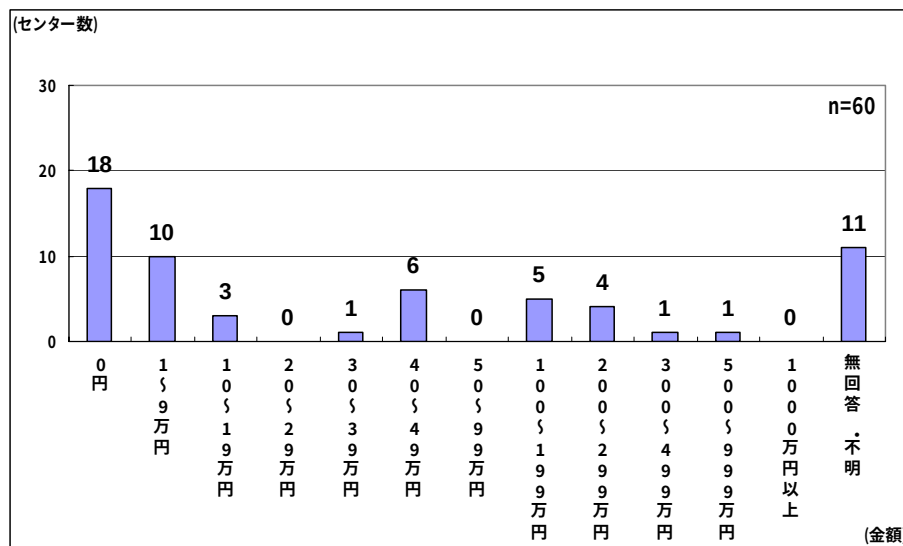
【図30】 災害ボランティアセンターの設置に使われた資金 （左：台風、右：豪雨、下：地震）



災害別に設置に使われた資金を比較したところ、台風によって設置されたセンターでは300万円以下の資金となっているが、豪雨、地震災害の場合は300万円以上の資金が使われている。

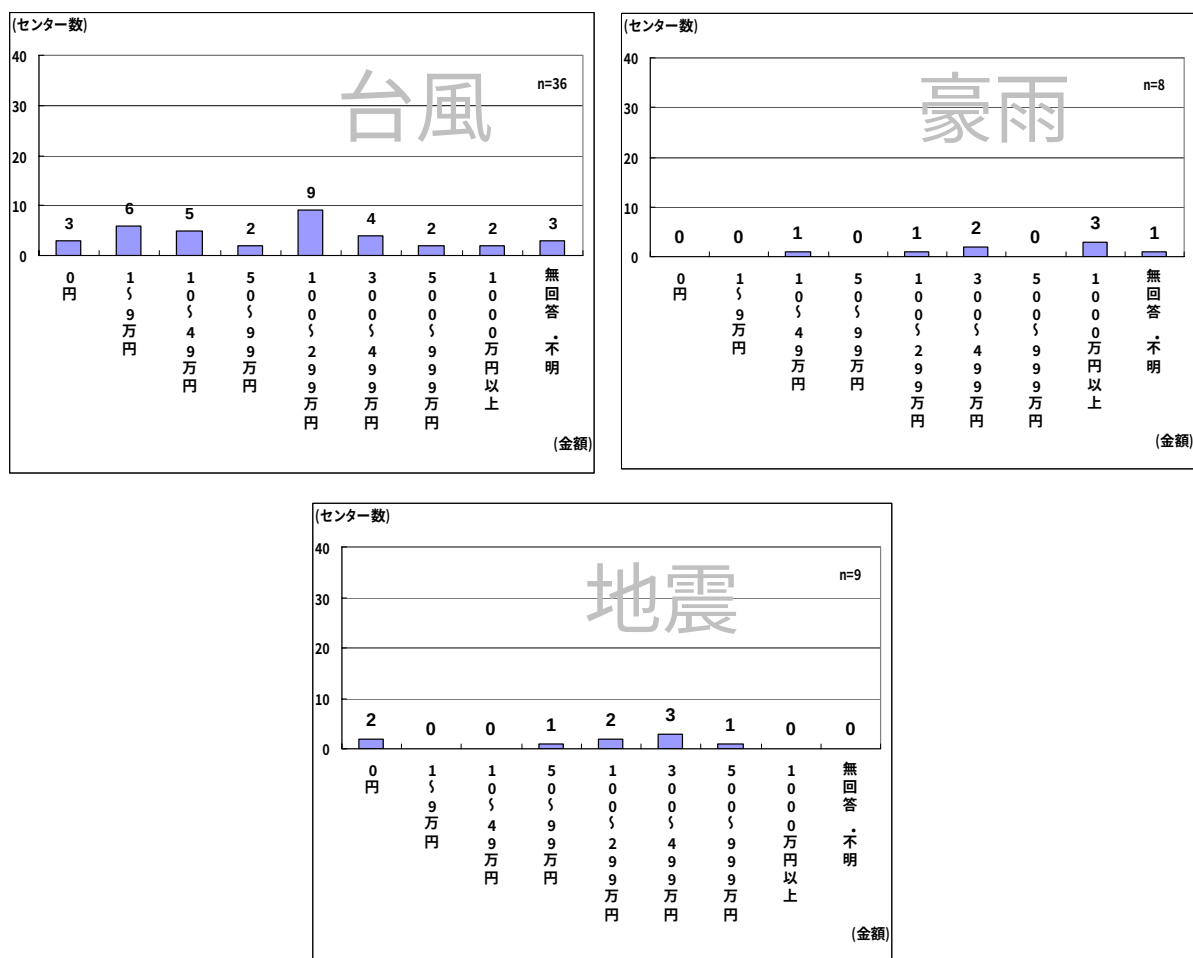
問2-2 災害ボランティアセンターの「立ち上げ後の運営資金」について、調達先と調達金額をお答えください（複数回答）。

【図31】 災害ボランティアセンターの運営時に使われた資金額



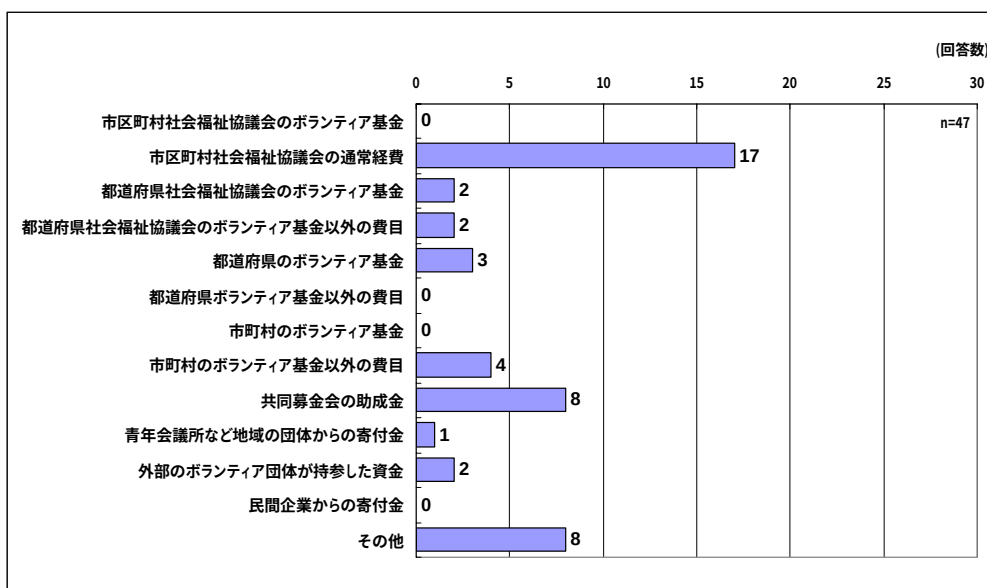
設置時にくらべて、「0円」の回答が少なくなっており、全体の7割程度のセンターで50万円以上の資金を使っている。

【図3 2】 災害ボランティアセンターの運営時に使われた資金額（左：台風、右：豪雨、下：地震）

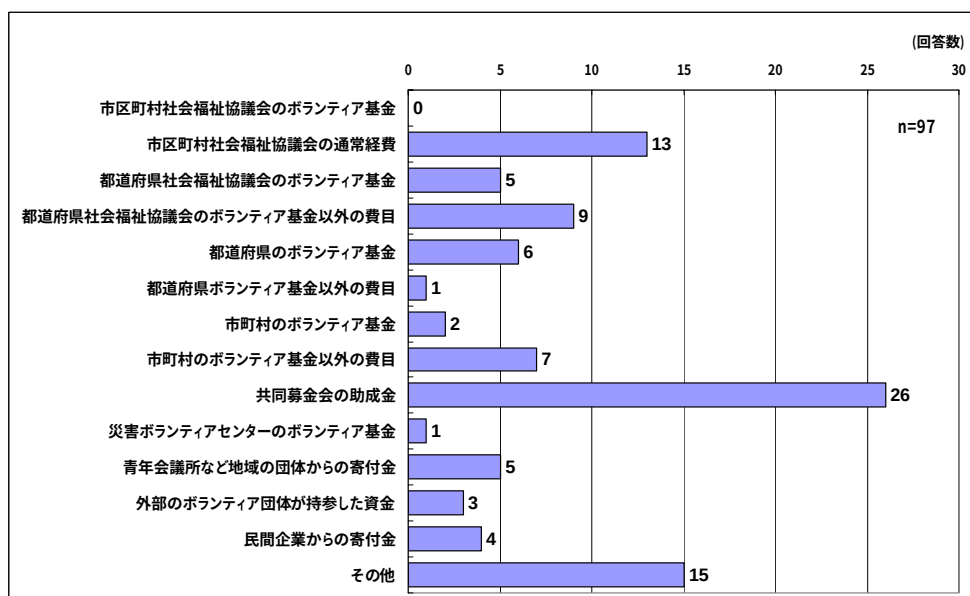


災害別にセンターの運営資金を見たところ、台風災害は、300 万以下の活用が多く、豪雨・地震では 100 万円以上かかっているセンターが多くなっている。

【図 3 3】 設置時の資金調達先



【図 3 4】 運営時の資金調達先

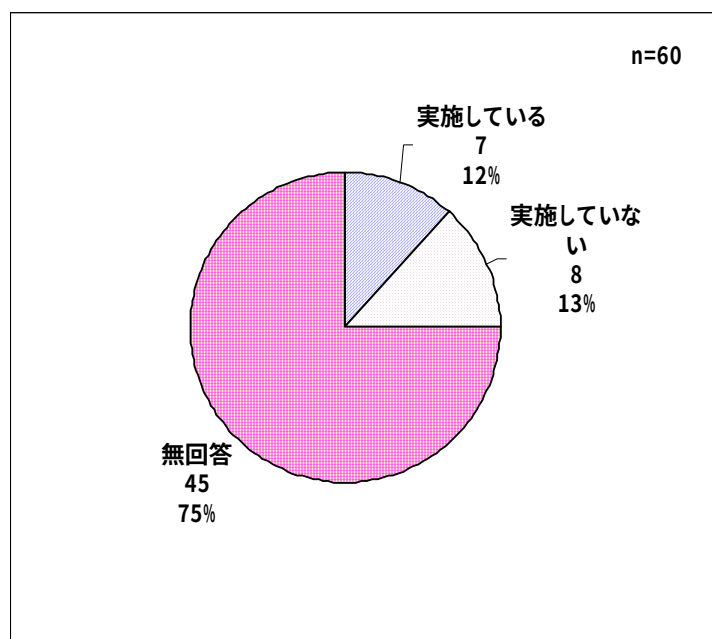


資金の調達先は、設置時は「市区町村社協の通常経費」が多く、運営時には「共同募金会の助成金」を活用したセンターが多い。また、ボランティア基金を活用したセンターは設置時、運営時ともに 10 程度しかない。

（６）関係機関との連携

問４－１ 災害ボランティアセンターが設置された市町村において、災害ボランティアセンターの設置や災害ボランティアの受付・配分等を視野に入れて防災訓練を実施している例があれば、連携して訓練している主体名とその概要をお答えください（自由記載）

【図３５】 ボランティアセンターの設置等を防災訓練で実施しているセンター



行政とボランティアセンターの平時からの連携について、災害ボランティアセンターの設置等を防災訓練で実施しているセンター（市町村）は１割程度しかなく、ほとんどが無回答であった。

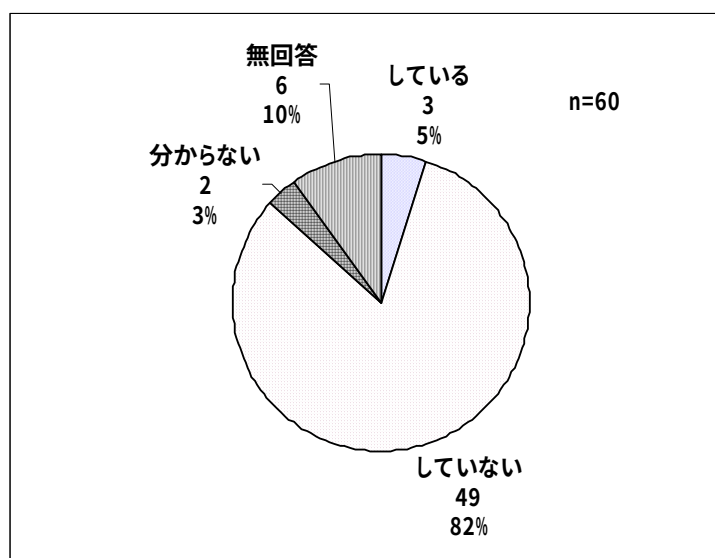
以下、自由記載の内容をまとめた。

- ・ 福井県が実施する総合防災訓練に際して、民間１５団体で構成する「福井県災害ボランティアセンター連絡会」で災害ボランティアセンターの立ち上げ及び運営に関する訓練を実施している。
- ・ ボランティアセンター設置訓練というものはあるが、具体性がなく、名目だけの訓練。NPO 法人コミュニティ飛驒の参画で、「DIG」が昨年度、実施された。
- ・ 災害ボランティアセンターの役割と機能、センター受付模擬練習
- ・ 毎年行われる市の防災訓練において、日赤奉仕団による炊き出し訓練がメニューに組み込まれているが災害ボラセン設置やボランティア受付などの訓練はない。
- ・ 毎年地震災害を想定して、関係機関と合同で訓練しているが、ボランティアセンター設置を視野に入れての訓練はされていない。
- ・ 地震を想定して年に２回

・次（の災害）への備えとして、市においては、1999年（平成11年）6月29日の広島県西部豪雨水害の際に、救援活動を目的として設置した「水害ボランティアセンター」の活動終了・解散後、有志が集まり、中心とした今後の災害に対応するため民間ボランティア団体「災害ボランティアセンター「大きな和」」を設立している。災害ボランティアセンター「大きな和」会員は、各個人が得意とする分野・仕事において能力を高めるよう努力をしており、「大きな和」の組織としても東海豪雨水害や鳥取県西部地震、高地県西部豪雨水害、岐阜県水害、熊本県水俣水害、新潟県三条・中之島水害、愛媛県新居浜水害、岡山県玉野水害、兵庫県豊岡水害、新潟県中越地震に会員を派遣するなど活動（災害ボランティアセンター設立、運営ノウハウの提供、被災地の地域性をコミュニティワークの展開）を展開している。また、一例ではあるが、先の高知県豪雨水害の際、市内のボランティアを中心としたセンターと市社会福祉協議会と市行政で研修を実施した。具体的には、芸予地震以降、設立した市行政の災害基金を利用して大型バスを貸し切り、ボランティアを乗せて現地へ向かった（延べ100名）これらの参加者についても災害ボランティアセンターの各セクションでリーダー的役割（核）を担う力量を備えた人たちを選出している。

問4-2 防災を目的とした、自治体とボランティア団体等との連携の場（協議会等）を設置されていますか。設置されている場合、その構成員と事務局となる主体をお答えください。

【図36】 防災を目的とした自治体とボランティア団体等との連携の場の設置の有無



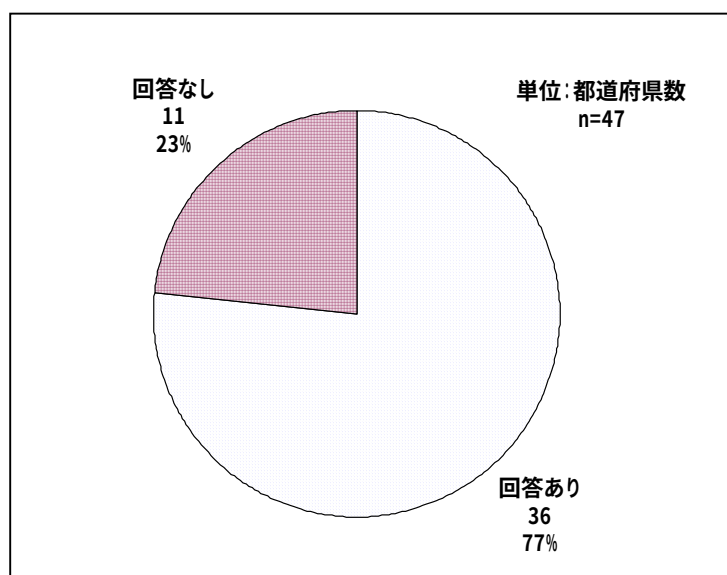
協議会などの行政とボランティアの連携の場づくりは、8割のセンター（市町村）で行われていない。

以下、自由記載の内容をまとめた。

- ・ 平成 17 年 1 月 23 日社会福祉協議会、日本赤十字社県支部、県ボランティア・NPO ネットワーク、市民活動応援団の 4 団体で「某県災害ボランティア協議会」設立。現在、参加団体募集中。行政はオブザーバーとして参加予定
- ・ 市役所と社会福祉協議会
- ・ 市、市内のNPO法人、市外でボランティアセンター運営にかかわったNPO法人

問 4－1 貴自治体の防災訓練において、災害時における災害ボランティアセンターの設置や災害ボランティアの受付・配分等を視野に入れて実施している例があれば、その概要や連携している主体の名称等をお答えください（自由記載）。

【図 3 7】 行政とボランティアの平時からの連携について



以下、訓練についての自由記載をまとめた。

【表 1】 行政とボランティアの平時からの連携一覧（自由記載の内容）

都道府県	事例概要・連携団体名等
青森県	社会福祉法人青森社会福祉協議会が主体となり、青森県総合防災訓練において災害ボランティアセンターを設置し、災害ボランティア受付訓練を行った。
岩手県	岩手県が主催する防災訓練においては、県社会福祉協議会等を通じてボランティアセンターを開設し、ボランティアの受け入れを行う訓練を実施している（連携主体：県社会福祉協議会、地元社会福祉協議会、日赤県支部、地元 NPO 等）
宮城県	平成 16 年 9 月 1 日実施

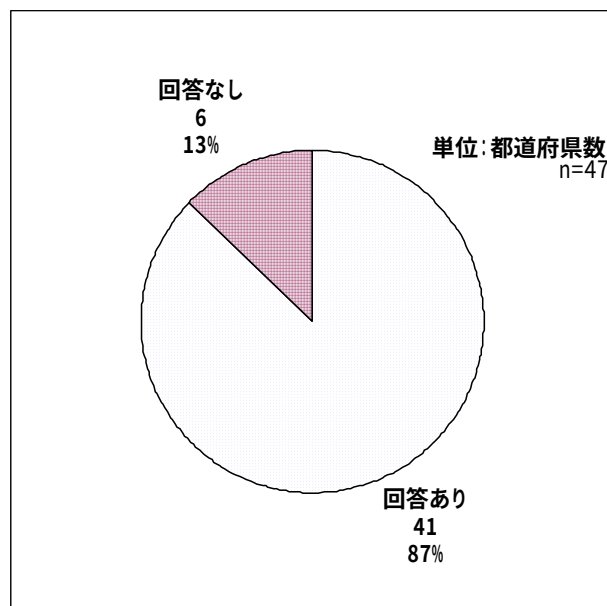
秋田県	県と県社会福祉協議会の共催で、「災害ボランティアコーディネーター養成研修」を実施。災害ボランティアセンターの運営とコーディネーターの業務。災害ボランティアセンター立ち上げシミュレーション訓練。図上訓練「DIG」の実施。
山形県	生協、社会福祉協議会、福祉課が連携し、ボランティア受付訓練を行っている。
栃木県	県社会福祉協議会と訓練開催地の市社会福祉協議会とボランティア連絡協議会等により、災害救援ボランティア活動を展開するうえでの拠点を開設する、「ボランティア活動拠点運営訓練」を実施している。
埼玉県	防災フェアへの出展
千葉県	八都県市合同防災訓練・千葉会場において、ボランティアセンターの開設・運営訓練を実施した。協力機関は、浦安市社会福祉協議会、日赤千葉県支部、千葉レスキューサポートバイクであった。
東京都	東京ボランティア・市民活動センターを窓口にし、東京災害ボランティアネットワークが各防災訓練などに参加している。
神奈川県	①災害救援ボランティア支援センターの開設運営訓練（平成 16 年度）・・・県は、神奈川県災害救援ボランティア支援センター・サポートチームと連携し、災害救援ボランティア支援センターを設置し、ボランティアを対象とした場の提供、情報の提供等の支援を実施。 ②藤沢災害救援ボランティアセンターの開設運営訓練（平成 16 年度）・・・藤沢災害救援ボランティアネットワークを中心として防災ボランティアセンターを設置し、各ボランティア等の受け入れ、調整、派遣等を実施。
新潟県	平成 16 年 7 月「7.13 豪雨災害」 10 月「新潟県中越大震災」において「新潟災害救護ボランティア本部」を設置した。本部の構成は新潟県社会福祉協議会を主体に日本赤十字社新潟支部、新潟県共同募金会、NPO、県（県民生活課、福祉保健課）で構成。
富山県	県総合防災訓練において、ボランティア受入窓口の設置訓練（受入窓口の設置、申し出受付、申出状況の対策本部への報告、対策本部からの指示を受け、ボランティアに対応を通知）を実施し、市町村の担当部局や社会福祉協議会及び県社会福祉協議会ボランティアセンターと連携している。
石川県	毎年実施している市町村と共催の県防災総合訓練において、災害ボランティア受付窓口設置訓練を日本赤十字社県支部及び市町村社会福祉協議会が主体となって適宜、実施している。
福井県	福井県総合防災訓練において、15 の民間団体で構成する「福井県災害ボランティアセンター連絡会（事務局：福井県）」によりボランティアセンターの立ち上げ及び運営に関する訓練を実施している。
山梨県	山形県地震防災訓練で、社会福祉協議会が中心となり、災害ボランティアの受け入れ及び派遣訓練を実施
長野県	県社会福祉協議会が中心となって、本年度、センターの立ち上げ訓練を行った。
岐阜県	県総合防災訓練（ロールプレイング式訓練）に県内NPO法人が参画。ボランティアセンターの開設、ボランティアの受付。検査以外対策本部との連絡調整

静岡県	ボランティア、県、市町村、社会福祉協議会等の関係者が参加したボランティア本部の立ち上げ・運営訓練を、県内9ヶ所で実施（NPO 法人静岡県ボランティア協会に委託）。9月1日の総合防災訓練や1月17日の大規模図上訓練において、ボランティア本部の立ち上げや情報伝達訓練を実施。
愛知県	愛知県総合防災訓練。広域ボランティア支援本部立ち上げ運営訓練
三重県	平成11年度に三重県が主催し、県・学識者・市民有識者によって構成された「防災ボランティアコーディネーター養成検討委員会」の提言を受けて、平成13年度から「三重県防災ボランティアコーディネーター養成協議会」がボランティアコーディネーター養成講座を実施している。
滋賀県	発災時は県庁舎内に災害ボランティアセンターを設置することになっているので、滋賀県総合防災訓練でセンター開設の訓練も行っている
京都府	京都府総合防災訓練においては（福）京都府社会福祉協議会と開催地市町村社会福祉協議会が主体となって「災害ボランティアセンター設置・運用訓練」及び「物資の仕分け・配給訓練」を行っており、災害ボランティアの登録・受付や災害者への非常食の配布などの訓練を実施している。
島根県	平成16年2月の震災シミュレーション訓練時にボランティア担当課が窓口を設置し、訓練を実施。
岡山県	毎年開催している総合防災訓練において、災害ボランティアコーディネーターの育成講座の一つとして災害ボランティアセンターの設置訓練などを行っている。また、頭上訓練で災害ボランティアの募集などについて、市町村、市町村社会福祉協議会などと連携し情報伝達訓練を行っていた。
広島県	防災訓練に取り入れるよう検討していきたい
山口県	山口県レスキューバイクネットワーク→物資の搬送。山口県ボランティアセンター（山口県社会福祉協議会）→災害ボランティアセンターの設置。防災ネットワーク・うべ→災害パネルの展示・災害図上訓練の紹介。山口県被災建築物等危険度制定協議会（危険判定士）→建築物の危険度判定。
徳島県	徳島県総合防災訓練において災害救護ボランティアセンター設置、訓練などを実施。徳島県社会福祉協議会、各市町村社会福祉協議会と連携し災害救護ボランティアセンター設置、災害救護ボランティアの受付、マッチングなど一連の活動について訓練を実施する。また、避難所での非常食糧配布など、支援活動について訓練を実施する。
香川県	総合防災訓練の中で、赤十字防災ボランティアによる避難所開設や応急救護所での応急処置を実施している
愛媛県	地元市町村、ボランティア団体などにより、ボランティア受け入れ調整訓練を実施。テントを設営してボランティア受け入れ窓口を設置すると共に、支援物資の避難所への搬送作業を行った（H15年度。H16年度は台風の影響により防災訓練中止）。
福岡県	平成17年総合防災訓練において、現地ボランティアセンターの設置・運営訓練を連絡会およ

	び市町村社会福祉協議会で実施する予定。
熊本県	関係機関で検討会議を設置し、今後内容について検討する予定。
大分県	大分県総合防災訓練において、県社会福祉協議会及び市町村社会福祉協議会による災害ボランティアセンターの設置、運営訓練を実施（平成 16 年度は台風で中止）
宮崎県	現在実施していませんが、平成 17 年度以降で組み入れる予定。
鹿児島県	訓練種目の一つとして、「県社会福祉協議会ボランティアセンター」が主体となって取り組んでいるが、行政との連携訓練は実施していない。
沖縄県	今後の防災訓練において開催地の高校生などに災害ボランティアを登録してもらい訓練にも参加してもらった

問 4－2 貴自治体と地元ボランティア団体等との間で、協議会や研究会・講座などを行うなど、平時からの連携を行われている場合、どのような形態で連携しているのかをお答えください（自由記載）。

【図 3 8】 自治体とボランティア団体で連携した協議会・研究会講座の有無



以下、自由記載の内容をまとめた。

【表2】 行政とボランティアの平時からの連携状況

都道府県	連携状況についての自由記述
青森県	防災安全地方研修会（財団法人消防科学総合センターとの共催）及び、災害ボランティアコーディネーター養成研修会（社団法人青森県社会福祉協議会との共催）へ参加している。
宮城県	県、県社会福祉協議会等の3者で覚書を締結。
秋田県	秋田県災害ボランティア連絡会議を設置し、活動に係る諸課題や訓練のあり方等について検討を行っている。
山形県	連絡会議を開催し、情報交換を行っている。
福島県	福島県災害ボランティア連絡協議会を開催
栃木県	栃木県災害ボランティアに登録している団体、個人を会員として「栃木県災害ボランティア連絡協議会」を設置し、必要に応じて、月に1回程度、協議会を開催することとしている。事務局を県社会福祉協議会、県は事務局を支援する。また、県は県が実施する防災に関する研修会、講習会に登録したボランティアを招致するなど支援を行っている。
群馬県	関係団体と連携して群馬県災害救援ボランティア連絡会議を設置している。県主催の災害ボランティア普及啓発事業の実施（NPOへ委託する場合もあり）。
埼玉県	県、県社会福祉協議会、生協、埼労連、NPO団体、ボランティアが年2回の情報交換を行っている。
千葉県	本県では、災害救援ボランティア推進委員会が実施している「災害救援ボランティア講座」に講師を派遣するなど、その開催を支援しているところである。
東京都	東京ボランティア・市民活動センターと定期的な会合を開いている
神奈川県	神奈川県災害救援ボランティア支援センターの設置訓練を災害救援ボランティア団体と連携して実施。災害救援ボランティアコーディネーター養成講座を災害救援ボランティア団体と連携して開催。
新潟県	現在、平常時からの連携とネットワーク化を図ることを目的とした「新潟県災害救護ボランティア活動連絡会議（仮称）」の設置を検討している
富山県	県及びボランティア関係機関・団体（県社会福祉協議会、日本赤十字社富山県支部等）からなる災害救援ボランティア連絡会を設置し、平常時からの情報交換及び会議の開催などを行っている。
石川県	一般県民を対象とした「災害ボランティア育成講座」を県内3会場で実施している。その業務を県内のNPO団体（石川災害ボランティアネットワーク）に委託して開催するなど、日頃より連携を取っている。

福井県	平成16年度 ①災害ボランティア活動に関する情報交換等のため年3回「福井県災害ボランティアセンター連絡会」を開催した。②県内2箇所で、災害ボランティア活動に関するブロック別研修会を実施した。(内容：講演会及びボランティアセンター立ち上げ及び運営シミュレーション) ③災害ボランティアリーダー養成のための研修会を実施する予定である。(3月12日、13日)
山梨県	県主催ではないが県内の有志によるボランティア団体及び個人が集い情報交換を行う場に出席(山梨県災害ボランティア連絡会議) 災害ボランティア育成講座を日赤山梨支部との共催、県社会福祉協議会、県ボランティア協会の協力のもと実施。
長野県	平成13年度に長野県災害ボランティア連絡会を発足させた。
岐阜県	災害ボランティア育成講座については、企画運営を隣接県に依頼している。
静岡県	ボランティア団体の意見交換会や研修会等への職員派遣。他県の被災地に県内ボランティア団体が赴く場合における、交通規制等の情報提供及び災害救助従事車両の認定。災害ボランティア関連事業の企画・検討の際の会議。災害ボランティアコーディネーターの養成(平成8～14年度、NPO法人静岡県ボランティア協会に委託819名養成)
愛知県	「防災のための愛知県ボランティア連絡会」災害時におけるボランティア活動を円滑に推進するために平常時からの顔の見える関係づくりとネットワーク化の推進を図る事を目的として、ボランティア団体等と愛知県は「防災のための愛知県ボランティア連絡会」を設置している。会議を年4回開催。
三重県	平成11年度に三重県が主催し、県・学識者・市民有識者によって構成された「防災ボランティアコーディネーター養成検討委員会」の提言を受けて、平成13年度から「三重県防災ボランティアコーディネーター養成協議会」によりボランティアコーディネーター養成講座を実施している。
滋賀県	県内に災害ボランティアのネットワークを構築するために、県内のボランティア・NPOと県社会福祉協議会、県担当者がフォーラム・会合を開催している。
京都府	専門ボランティア：別紙の通り「京都府災害救護専門ボランティア登録制度」「京都府災害ボランティア運営協議会」運用・設置し、防災講演会の開催、ニュースレターの発行を行っている。
奈良県	県主催で、県及び市町村職員と県内ボランティア・NPO等が参加する意見交換会を実施(H16年度は2回開催)
和歌山県	防災ボランティア・コーディネーター研修を毎年1回行っているほか、県防災総合訓練への参加等で連携している。
鳥取県	県補助事業により県社会福祉協議会がボランティア団体との協議会やリーダー育成などの研究会を実施。
島根県	情報交換の場を設ける予定。
岡山県	災害ボランティアコーディネーターの育成講座へのプレイベントとして地元ボランティア

	団体等にも呼びかけセミナーを開催した。
広島県	組織を整備する方向で検討していきたい。
山口県	研修、情報交換会を開催。
徳島県	災害ボランティア、災害ボランティア活動を理解するための講習会、研究会を実施。実際にボランティア活動に携わるものによる、災害ボランティア活動報告会を随時実施
香川県	平成16年度は、県事業である「防災・災害復旧支援研究事業部会」の中で関係団体と協議し、平成17年度1月22日～23日には「防災ボランティアのつどい」を協働で開催したところである。このつどいの中で、関係団体によって「香川県災害ボランティア協議会」が設立されたことから、今後は、この協議会と連携して、マニュアルの作成など災害ボランティアに関する支援を行っていく予定。
愛媛県	災害に特化したものではないが、県社会福祉協議会においてボランティア個人を対象としたボランティアリーダー、ボランティアコーディネーター等の講習を実施している（国と県の補助事業）。
福岡県	福岡県災害ボランティア連絡会を発足し、連絡会で研修会および講演会など講師を招き実施し、また、交流会なども開催し、日頃からの連携を大切にしている。
佐賀県	毎年度、県社会福祉協議会が行政、ボランティア団体、その関係機関で構成される佐賀県ボランティア運営委員会を開催。平成16年度に県社会福祉協議会が災害救護ボランティアセミナーを開催。
長崎県	財団法人県民ボランティア振興基金に災害ボランティアネットワーク研究会を設置。県危機管理・消防防災課、県社会福祉協議会ボランティア振興課。災害支援NPOなどをメンバーとし、基金を活用した災害ボランティア支援などについて検討している。
熊本県	大分県総合防災訓練において、県社会福祉協議会及び市町村社会福祉協議会による災害ボランティアセンターの設置、運営訓練を実施（平成16年度は台風で中止）
大分県	災害ボランティアの募集、登録や災害ボランティアの基礎的研修の企画・実施、災害ボランティアコーディネーター養成の研修の企画、実施等を行う大分県災害ボランティア運営委員会（県社会福祉協議会内）に対し、県が補助を行っている。
宮崎県	平成17年度に、防災ボランティア連絡協議会を設立し、連携を図る予定。
沖縄県	ボランティア団体の活動報告会に参加し意見交換を行っている

災害ボランティアセンターの資金

資料編

内閣府防災担当

1. 既存の基金、募金制度の特徴

災害時のボランティア活動及びその活動の核となる災害ボランティアセンターの運営の資金確保ために活用できる制度（財源や調達できる主体）について、都道府県へのアンケート調査（「災害ボランティア・災害ボランティアセンターに関するアンケート調査。平成17年1～2月。内閣府が実施。都道府県の防災担当部局へのアンケート」）の結果等を踏まえてまとめると、表1のようになる。

表1 災害ボランティア活動・センター運営の資金確保に活用できる制度

	財源	制度例
災害支援制度 共同募金会 都道府県	全国の赤い羽根募金など 共同募金への寄付の一部 を積み立てていたもの	「災害支援制度」（赤い羽根募金 災害ボランティア・市民活動支援制度）が各都道府県単位で設置されている
都道府県独自の 基金制度等	都道府県下および県外からの募金など、各都道府県によって違う	「災害ボランティア活動のための専用基金」「災害ボランティア活動のための専用募金」「災害ボランティア活動にも活用できる基金」の3つの種類がある。

①都道府県共同募金会災害支援制度

（支援対象）

- ・ 災害支援・救援活動を行うボランティア団体・グループ
- ・ 市町村段階等で活動拠点事務所を設置したボランティア団体・グループ及び社会福祉施設
- ・ 都道府県段階で災害ボランティアセンター及び都道府県社会福祉協議会並びに日本赤十字社支部が中核となり設置した活動拠点事務所

(限度額)

- ・ 災害支援・救援活動を行うボランティア団体・グループ：100万円以内
- ・ 市町村段階等で活動拠点事務所を設置したボランティア団体・グループ及び社会福祉施設：300万円以内
- ・ 都道府県段階で災害ボランティアセンター及び都道府県社会福祉協議会並びに日本赤十字社支部が中核となり設置した活動拠点事務所：300万円以内

以上、中央共同募金会「災害支援制度運営要綱」より抜粋

②都道府県レベルの基金制度等

災害ボランティア活動を対象にした専用の基金制度が各地で設置されている。地方自治体だけでなく、都道府県社会福祉協議会、また独自の協議会が設置している。

また、京都では、災害発生直後に災害ボランティア活動のための募金制度を創設し、資金を確保する制度が発足した。それぞれ募金活動による財源、独自の財源など様々であり、支援対象や金額などが違っている。

■ 表2 都道府県レベルの災害に関するボランティア活動専用の基金

	基金の名称	設置団体名	基金の規模(万円)	特徴
福井県	福井県災害ボランティア活動基金	福井県	67,700	ナホトカ重油災害の時の義援金を財源に設置された。県外での活動やボランティアの訓練にも活用できるのが特徴
静岡県	公益信託静岡県災害ボランティア活動ファンド	静岡県	5,000	県費や寄付による財源を公益信託による運営をしている点が特徴。
秋田県	秋田県災害ボランティア基金	秋田県社会福祉協議会	3,200	
新潟県	災害ボランティア基金	新潟県社会福祉協議会	3,000	新潟県集中豪雨水害、新潟県中越地震でのボランティア活動を支援するために設置。募金により財源を確保している
鳥取県	災害ボランティア活動基金	鳥取県社会福祉協議会	2,000	
青森県	災害救援ボランティア活動基金	青森県社会福祉協議会	250	県外での災害ボランティア活動にも活用することができる。
高知県	こうち災害ボランティア活動支援基金	こうち災害ボランティア支援募金運営協議会	135	NPO法人、社会福祉協議会等による運営協議会が運営している。県外での活動にも活用できるのが特徴。

2. 共同募金会災害支援制度

(1) 中央共同募金会災害支援制度

中央共同募金会 災害支援制度運営要綱

1 制度制定の経緯

都道府県共同募金会（以下、「県共募」という。）及び中央共同募金会（以下、「中央共募」という。）は、阪神淡路大震災をきっかけとして、災害時に支援・救援活動を行うボランティア団体・グループ（以下「NPO」を含む。）に対する支援資金の必要性を共感し、共同募金会の総意をもって、平成 10 年県共募及び中央共募に、「大規模災害に即応するボランティア活動支援資金制度」を創設した。

こうした共同募金会の取り組みを踏まえて、社会福祉法が平成 12 年 6 月に公布・施行された際に、災害の発生その他特別の事情があった場合に備えて、「準備金」として制定され、県共募は、募金の一部を準備金として積み立て、災害の発生その他特別の事情があった場合には、準備金の全部又は一部を他の県共募に拠出することができることが規定された。

準備金の法制化を受けて、中央共募は「21 世紀における共同募金運動指針（その 1）」として共同募金運動の指針を策定した際に、指針のひとつとして「災害時に即応できる『準備金』の運営を行う。」とする準備金運営に係る当初の方針を県共募へ示した。

2 制度の目的

国内において災害が発生し、準備金の配分及び拠出が必要になる場合、本運営要綱に基づき全国で統一した運営を図って、被災県共同募金会（以下、「被災県共募」という。）における準備金の支出、さらには、中央共募を調整機関として、他県共募が被災県共募に拠出を行い、被災県共募による支援が迅速かつ適切に行われることを目的として本運営要綱を制定するものである。

3 実施主体 実施主体は、各都道府県共同募金会とする。

4 実施要領の策定

本運営要綱の運用に際しては、別途「災害支援制度実施要領」を策定する。

5 対象とする災害

災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第二条に規定する災害及び厚生労働省令（社会福祉法施行規則第三十七条）で定める次の災害とする。

- (1) 災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和四十八年政令第三百七十四号）第一条第一項に規定する災害
- (2) 被災者生活再建支援法施行令（平成十年政令第三百六十一号）第一条第二号又は第三号に規定する自然災害

6 対象とする団体等

- (1) 災害支援・救援活動を行うボランティア団体・グループ
- (2) 市町村段階等で活動拠点事務所を設置したボランティア団体・グループ及び社会福祉施設
- (3) 都道府県段階で災害ボランティアセンター及び都道府県社会福祉協議会並びに日本赤十字社支部が中核となり設置した活動拠点事務所

7 支援資金 支援資金は、県共募が積み立てた「準備金」を充当する。

8 準備金

(1) 準備金の積み立て

準備金は、社会福祉法施行規則に基づき、共同募金の寄附金の額に次に掲げる割合のうち、いずれか低い割合を乗じて得た額を限度として積み立てることができる。

- ① 百分の三
- ② 当該共同募金会の寄附金の額に占める法人からの寄附金の額の割合

(2) 準備金積み立ての制限

社会福祉法施行規則に基づき、積み立てて3年が経過した準備金は、当該県共募の区域内において社会福祉を目的とする事業を経営する者に配分する。

9 被災県共募に対する準備金提出の手順

(1) 被災県共募における準備金の支出

準備金の支出を必要とする災害が発生したとき、当該支出額等自県内でのみ対応ができると判断した場合は、被災県共募における準備金の支出により対応するものとする。

(2) ブロック内県共募における準備金の提出

準備金の提出を必要とする災害が発生したとき、準備金推計必要額（支援に必要と勘案される額）が、被災県共募の準備金積立額を上回る場合にあっては、その上回る額について、被災県共募の属するブロック内県共募が、保有する準備金の中から被災県共募へ提出するものとする。

(3) 被災県共募の属するブロックに隣接するブロック内県共募における準備金の提出

準備金の提出を必要とする災害が発生したとき、準備金推計必要額が、被災県共募と被災県共募の属するブロック内県共募の提出する準備金合計額を上回る場合にあっては、その上回る額について、ブロックに隣接するブロック内県共募が、保有する準備金の中から被災県共募へ準備金を提出するものとする。

（４）全国の県共募における準備金の拠出

準備金の拠出を必要とする災害が発生したとき、準備金推計必要額が、被災県共募と被災県共募が属するブロック内県共募及び被災県共募が属するブロックに隣接するブロック内県共募が拠出する準備金合計額を上回る場合にあっては、その上回る額について、準備金を拠出した県共募を除く全国の県共募が、保有する準備金の中から被災県共募へ拠出するものとする。

（５）拠出を受けた準備金に余剰が生じた場合の返還

被災県共募における準備金の精算に際し、被災県共募が他県共募から拠出を受けた準備金に余剰が生じた場合、被災県共募は拠出した他県共募の拠出額に応じて、準備金の余剰金を返還するものとする。

１０ 支援資金の使途及び配分基準

- （１）被災地におけるボランティア活動に関わる経費
 - （２）被災地を中心とした災害ボランティア等の活動拠点事務所に関わる経費
 - （３）公費補助の対象とならない福祉施設における福祉支援に関わる経費
 - （４）公費補助の対象とならない福祉施設の整備・設備費に関わる経費
 - （５）配分基準は「災害支援制度の細目及び基準」によるものとする。
- ・支援の対象となる災害ボランティアセンター等の備品リスト（例）（2004年11月11日掲載）

１１ 支援資金の交付

資金支援は、上記「10」に基づき、被災県共募が交付するものとする。

１２ 拠出された準備金の管理・運営

県共募から拠出された準備金の管理・運営は、被災県共募配分委員会の承認を得た後、被災県共募が行うものとする。

１３ 配分委員会の役割

- （１）被災県共募における配分委員会の役割
 - ① 配分の使途及び配分額の承認、② 準備金の支出の承認
 - ③ 他県共募からの準備金受入の承認、④ 返還が生じた際の準備金の返還の承認
- （２）他県共募における配分委員会の役割
 - ① 被災県共募への準備金拠出の承認

(2) 三重県共同募金会災害支援制度

三重県共同募金会災害支援制度実施要領

1. 目 的

本実施要領は、災害の発生に伴うボランティア活動や活動拠点事務所の立ち上げ、あるいは損壊した福祉施設の建物・設備の復旧等を支援するため、三重県共同募金会「災害支援制度運営要綱」に基づき、被災県共同募金会（以下、「被災県共募」という。）における準備金及び他県共同募金会（以下、「他県共募」という。）から拠出された準備金を適切かつ有効に活用するため、三重県共同募金会（以下、「本会」という。）が必要な事項を定めるものとする。

2. 対象とする活動及び経費

(1) ボランティア活動に関する経費（以下、「災害ボランティア活動」という。）

- ①被災地域における炊出しや飲食物の提供及び生活必需品の給付・貸与を行うための活動
- ②被災地域における健康や生活相談等の活動
- ③被災世帯・者の安否確認のための広報や調査を行う活動

(2) 災害ボランティアセンター、ボランティア団体（以下、「NPO」を含む。）の活動拠点事務所に関わる経費（以下、「活動拠点事務所」という。）

- ①活動拠点事務所の設置に伴う事務所立上げのための経費
- ②活動拠点事務所の設置に伴う事務所借上げのための経費
- ③活動拠点事務所の設置に伴う事務所の維持・管理費、経常経費
- ④活動拠点事務所の設置に伴う事務所の整備・整備費

(3) 公費補助の対象とならない福祉施設における福祉支援に関わる経費（以下、「活動拠点施設」という。）

- ①社会的に支援を要する方々を福祉施設等に一時的に受け入れ支援活動するための経費
- ②福祉施設等が社会的に支援を要する方々のために、地域の活動拠点施設として活動するための経費

(4) 公費補助の対象とならない福祉施設における整備・設備費等の経費（以下、「破損復旧施設」という。）

- ①被災して破壊・破損した福祉施設の一時的建て替え及び応急修理等整備に要する経費
- ②被災して破壊・破損した設備の買い替え及び応急修理等に要する経費

(5) 破壊・破損した福祉施設利用者の一時的避難のために要する経費（以下、「臨時避難施設」という。）

(6) 本会の配分委員会において特に必要と認める経費

3. 災害支援制度の細目及び基準

上記「2」に基づく「災害支援制度の細目及び基準」は別表のとおりとする。

4. 支援資金の申請の際必要な書類等

(1) 「災害ボランティア活動」

①災害ボランティア活動支援資金申請書、②災害ボランティア活動報告書、③災害ボランティア活動経費内訳、④災害ボランティア活動証明書（原則として被災地においてボランティア活動を行った際に係わった機関・団体、やむをえない場合は個人から受けるものとする）、⑤活動に要した経費の領収書等

(2) 「活動拠点事務所」

①活動拠点事務所支援資金申請書、②活動拠点事務所設置概要、③活動拠点事務所経費概要、④活動拠点事務所設置（借用）概要に係る契約書・見積書

(3) 「活動拠点施設」

①活動拠点施設支援資金申請書、②活動拠点施設設置概要、③活動拠点施設経費概要、④活動拠点施設に係る契約書・見積書

(4) 「破損復旧施設」

①破損復旧施設支援資金申請書、②破損施設破損概要、③破損復旧施設経費概要、④破損復旧施設に係る契約書・見積書

(5) 「臨時避難施設」

①臨時避難施設支援資金申請書、②臨時避難施設非難概要、③臨時避難施設経費概要、④避難所設置（借用）概要に係る契約書・見積書

(6) 本会の配分委員会において特に必要と認める対象

①「本会の配分委員会において特に必要と認める対象」の申請に際しては、上記（1）、（2）、（3）、（4）、（5）を適宜準用する。

5. 支援資金の対象期間、申請期間、審査・決定、交付等

(1) 対象期間

支援資金の対象とする期間は災害発生時から6ヶ月以内の範囲とする。ただし、災害の状況に応じて対象期間を拡大することができる。

（２）申請期間

支援資金を申請する時期は上記対象期間に連動するものとする。ただし、災害の状況に応じて申請期間を延長することができる。

（３）審査・決定

本会の配分委員会において審査し、決定する。

（４）支援資金の交付

本会は、支援資金の交付が決定した場合は、直ちに申請者へ通知し、決定支援額を交付するとともに、原則として指定された銀行口座等に振り込むものとする。

（５）概算払いの精算

概算払いについて支援資金を交付した「活動拠点事務所」、「活動拠点施設」、「破損復旧施設」、「臨時避難施設」については、終了した後速やかに「活動拠点事務所精算書」、「活動拠点施設精算書」、「破損復旧施設精算書」、「臨時避難施設精算書」の提出を申請者に求め、「概算払い」の精算を行う。

（６）支援資金の返還

申請内容に虚偽があった場合や、支援資金の不正な使用が行われた場合は、決定を取り消し、支援資金の返還を求めるものとする。

6．中央共同募金の役割

中央共同募金会（以下、「中央共募」という。）は、本制度の対象となる災害が発生した場合、被災の状況、災害支援ボランティアの登録や活動拠点事務所・活動拠点施設立上げの状況等を把握し、被災県共募及び被災県共募が属するブロック幹事県共募と協議して、準備金推計必要額（支援に必要と勘案される額）を勘案して、災害支援制度運営要綱の「9被災県共募に対する準備金拠出の手順」に基づき、他県共募から被災県共募へ拠出する準備金拠出について調整を行う。

7．事務局態勢の確立

（１）被災県共募における事務局態勢の確立

①三重県において本制度の対象となる災害が発生した場合、本会に、必要に応じて、本会及び本会が属するブロック幹事県共募並びに中央共募により「対策委員会」を設置する。

②「対策委員会」等において、本会の事務局態勢にて共同募金に係る業務の執行が困難と判断された場合は、他県共募からの支援を求め、事務所態勢の確立を図るものとする。

（２）他県共募からの支援による事務局態勢の確立

①他県共募からの支援による事務局態勢は、第一段階では被災県共募が属するブロック内県共募、第二段階では被災県共募の属するブロック内県共募に隣接するブロック内県共募、第三段階では以下、ブロック内他県共募を中心に同心円状に県共募からの事務局支援を求め、被災県共募における事務局態勢の確立を図るものとする。

②他県共募から被災県共募に対する事務局支援に際しては、中央共募がその調整を行うものとし、中央共募から被災県共募への事務局支援要請があった他県共募は、可能な限りその要請に応えるものとする。

８．準備金の管理・運営

準備金の管理・運営は、「災害等準備金特別会計」を設け、共同募金配分会計と区別し、準備金の積立て、支出、繰り越し、取り崩し、他県共募からの準備金の受け入れ、配分被災県共募への拠出等を明確にしておかなければならない。

９．適用時期

本要領は、平成１５年７月３１日に設置し、平成１５年９月１日から適用する。

附 則

本要領施行前に生じた災害について、支援の必要性が生じた場合には、本要領施行前であっても、本要領を適用する。

災害支援制度の細目及び基準

1. ボランティア団体・グループ（以下「NP0」を含む。）が「ボランティア活動」で申請する場合

支 援 資 金	○100万円以内
支援資金交付の条件	○ボランティア団体・グループに対して交付する。 ○災害発生時から6か月以内のボランティア活動を対象とする。 ただし、災害の状況に応じて対象期間を拡大することができる。 ○5名以上のボランティアによって構成されていること。 ○被災地において原則として延5日間以上のボランティア活動を行ったこと。
対 象 経 費	○被災地におけるボランティア活動に要する交通費 ○ボランティア活動に要する機材・工具類の購入又は借上げ ○ボランティア活動に要する事務消耗品等の購入 ○車両の借上げ、ガソリン代金、有料道路通行料、駐車料金 ○炊出し・配食の食材の購入及び機材・食器類の購入又は借上げ ○ボランティア保険料（ボランティア活動保険、天災危険保障プランに係る全国社会福祉協議会が定める基準額の範囲内） ○旅費（出発地から被災地までの交通費等）・宿泊費・食費は対象外
支援対象活動の例示	○避難所で炊出し及び配食の活動を行う。 ○児童・老人・障害者等の安否確認や関係機関への連絡を行う。 ○救援物資の仕分け・配分及び配達を行う。 ○老人・障害者等の世帯における家屋の補修等を行う。 ○老人・障害者等の入浴や介護の支援を行う。 ○老人・障害者等の病院等への移送支援を行う。 ○児童・老人・障害者等の理容・美容サービスを行う。 ○避難場所、仮設住宅等において乳幼児の保育を行う。 ○医師、看護師による医療相談を行う。 ○ケースワーカー、民生委員等による生活相談を行う。 ○被災した外国人への通訳や各種の相談を行う。

2. 災害ボランティアセンター、ボランティア団体・グループが「活動拠点事務所」で申請する場合

支 援 資 金	○300万円以内
支援資金交付の条件	○災害ボランティアセンター、ボランティア団体・グループに対して交付する。 ○市町村規模若しくはそれに相当するボランティアセンター、ボランティア団体とする。 ○被災地の災害対策本部と活動拠点事務所設置について連携が取れていること。

	○災害発生時から6か月以内の範囲の活動を対象とする。 ただし、災害の状況に応じて対象期間を拡大することができる。 ○概算払い、終了時精算払いとする。
対 象 経 費	○活動拠点用事務所の備品・機材・機器の購入又は借上げ費用 ○活動拠点用事務所の事務用品等消耗品費の購入 ○活動拠点用事務所の光熱水費、電話・ファックス・印刷等の経費 ○交付条件に満たないボランティア団体・グループが災害ボランティア活動を行い、ボランティアセンターとして取りまとめ支出した際の経費 ○活動拠点用事務所の借上げ費用
支援対象活動の例示	○ボランティア活動拠点の場とする。 ○広報誌や情報誌の発行等各種の情報提供の場とする。 ○ボランティアをコーディネートするための講習会や連絡調整を行う場とする。

災害ボランティアセンター及び都道府県社会福祉協議会並びに日本赤十字社支部が中核となり県段階の活動拠点事務所を設置したときは、特に認められる場合、この基準にかかわらず必要とする資金を支援する。

3. 福祉施設が「活動拠点施設」で申請する場合

支 援 資 金 額	○300万円以内
支援資金交付の条件	○福祉施設に対して交付する。 ○災害発生時から6か月以内の範囲を対象とする。 ただし、災害の状況に応じて対象期間を拡大することができる。 ○公費補助の対象となる場合は交付の対象としない。 ○概算払い、終了時精算払いとする。
対 象 経 費	○臨時避難所として機能するために要する機材・機器・資材購入又は借上げの経費 ○被災地域内における福祉支援の拠点として活動するために要する機材・機器・資材購入又は借上げの経費 ○介護福祉士、ホームヘルパー、医師、看護師等の専門職員を臨時的に雇用する経費
支援対象活動の例示	○福祉施設内で児童・老人・障害者等に施設の機能を活用して介護・看護・保育等を行う。 ○福祉施設内で児童・老人・障害者等に施設の機能を活用して入浴・食事等のサービスを行う。 ○福祉施設を拠点として、被災地域に介護福祉士、ホームヘルパー、医師、看護師等の専門職員を派遣して介護・看護・保育等を行う。 ○福祉施設の敷地や場所をボランティア活動拠点の場とする。

4. 社会福祉施設が「破損復旧施設」として申請する場合

支 援 資 金 額	○300万円以内
支援資金交付の条件	○福祉施設に対して交付する。 ○災害発生時から6か月以内の範囲を対象とする。 ただし、災害の状況に応じて対象期間を拡大することができる。

	○公費補助の対象となる場合は交付の対象としない。 ○概算払い、終了時精算払いとする。
対 象 経 費	○破壊若しくは破損した建物の建替え、応急修理に要する経費 ○破壊若しくは破損した設備の買い替え、応急修理に要する経費
支援対象活動の例示	○破壊若しくは破損した建物の建替え、応急修理を行う。 ○破壊若しくは破損した設備の買い替え、応急修理を行う。

5. 福祉施設が「臨時避難施設」で申請する場合

支 援 資 金 額	○300万円以内
支援資金交付の条件	○福祉施設に対して交付する。 ○災害発生時から6か月以内の範囲を対象とする。 ただし、災害の状況に応じて対象期間を拡大することができる。 ○公費補助の対象となる場合は交付の対象としない。 ○概算払い、終了時精算払いとする。 ○福祉施設には、デイサービスセンター、無認可保育所、児童館、小規模作業所等も対象とする。 ○臨時避難場所には、学校校舎、公民館、自治会集会場等の他、個人住宅も対象とする。
対 象 経 費	○福祉施設が破壊若しくは破損し、当該福祉施設で利用者に対し、サービスを提供することが不可能となったとき、代替施設として他の建物を一時的に確保若しくは借用するための経費
支援対象活動の例示	○福祉施設が破壊若しくは破損し、当該福祉施設で利用者に対し、サービスを提供することが不可能となったとき、代替施設として他の建物を一時的に確保若しくは借用する。

3. 福井県災害ボランティア活動基金

福井県災害ボランティア活動基金条例（平成九年福井条例第三十五号）

（設置）

第一条 県内における災害ボランティア活動(地震、暴風、豪雨、噴火その他の異常な自然現象または大規模な火事、爆発その他の事故により相当規模の災害が発生した地域またはその周辺の地域(以下これらの地域を「被災地等」という。))において、自発的に、かつ、報酬を得ないで被災者を支援する活動をいう。以下同じ。)および県外における県民の災害ボランティア活動に関し、その普及啓発、必要な人材の育成、調査研究等を行い、および被災地等における災害ボランティア活動の拠点の整備その他災害ボランティア活動の支援に必要な措置を講ずることにより、組織的な災害ボランティア活動の円滑な実施に寄与するため、福井県災害ボランティア活動基金(以下「基金」という。)を設置する。

（積立て）第二条 基金として積み立てる額は、毎会計年度の一般会計の歳出予算を定めるところによる。

（管理）第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

（繰替運用）第五条 知事は、財政上必要があると認めるときには、確実な繰り戻しの方法、期間および利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）第六条 知事は、災害ボランティア活動に関する普及啓発、人材育成、調査研究等の事業および被災地等における災害ボランティア活動の拠点の整備その他災害ボランティア活動の支援に必要な措置を講ずる事業を実施するため、基金の全部または一部を処分することができる。

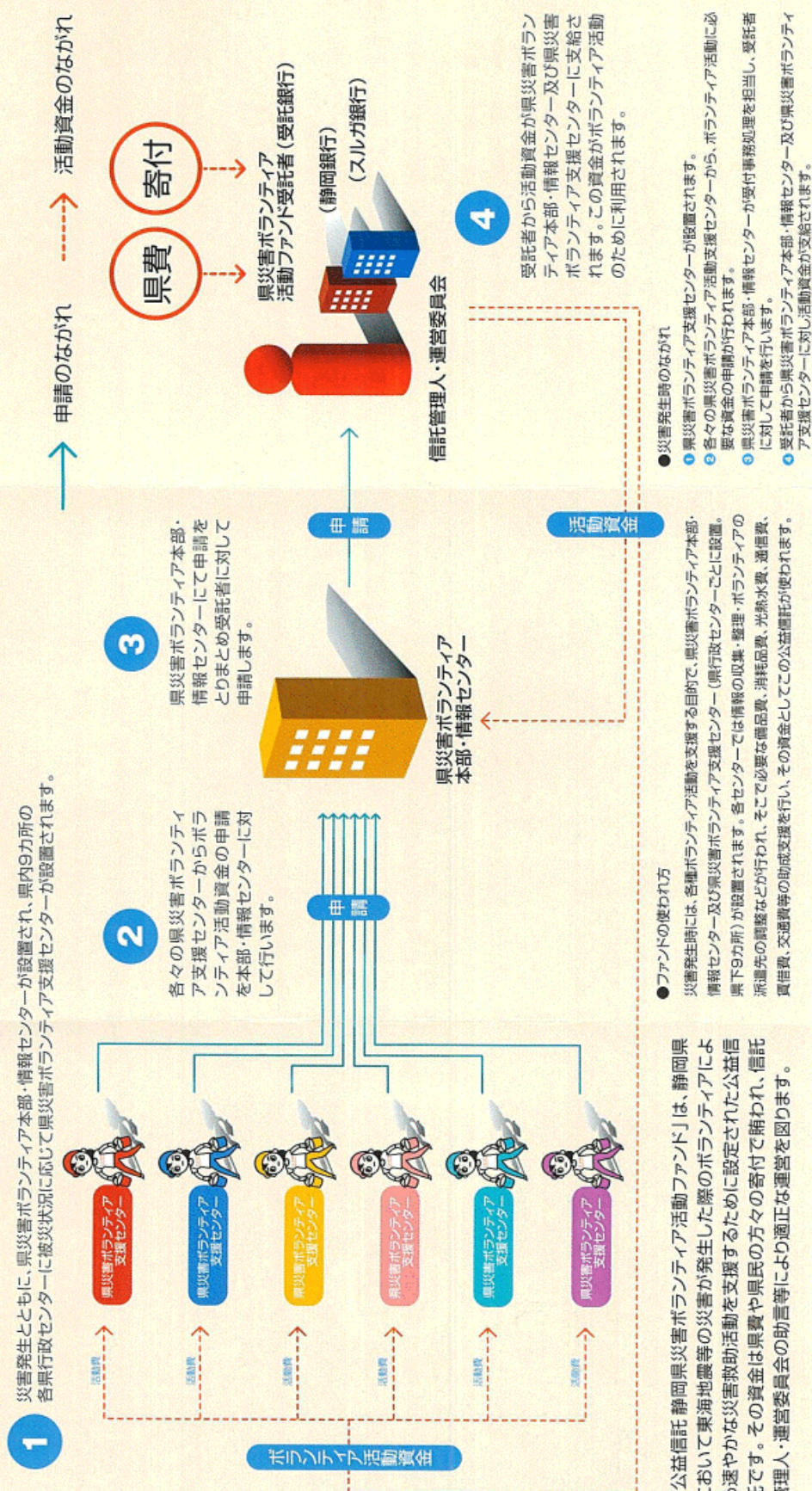
（委任）第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則 この条例は、公布の日から施行する。

4. 公益信託 静岡県災害ボランティア活動ファンド

公益信託 静岡県災害ボランティア活動ファンドのしくみ

このファンドは、県の拠出と県民の皆様の寄付によって支えられています。



5. 新潟県中越地震ボランティア活動基金

新潟県中越地震ボランティア活動基金助成要項

特定非営利活動法人 新潟 NPO 協会

1. 目 的

新潟県中越地震被災地の復興におけるボランティア活動を支援し、被災者の生活の向上および心のケア、コミュニティの再構築を図ることを目的とする。

2. 対象とする活動・団体

新潟県中越地震で災害救助法適用を受けた市町村において被災した被災者の救援を目的とした活動を行う民間の組織（法人格の有無や種類は問いませんが、収益事業は対象外とします）

3. 対象とする経費

- (1)被災地の災害ボランティアセンターを運営するために必要な経費
- (2)被災者救援を目的とした事業を実施するために必要な経費
- (3)被災者救援のために必要な資機材費・燃料費
- (4)その他、上記1の目的を達成するために必要な経費

ボランティアの協力を得ることを前提としますが、事業遂行のために必要な最低限の人件費も対象とします。現地災害ボランティアセンターによる緊急の資金需要のほか、公的支援が十分に行き届かない災害弱者の救済や被災者のメンタルケア、中長期的な復興支援などの活動に対し優先的に助成します。他の助成金や自己資金との併用も可能です。

4. 申 請

「新潟県中越地震ボランティア活動基金 助成金申請書」に必要事項を記載し、新潟 NPO 協会までEメールの添付ファイルもしくはファックスで送信してください。

■新潟県中越地震ボランティア活動基金 助成金申請書(ワードファイル)

5. 助成時期および金額の決定

申請者と協議の上、可及的速やかに支給できるよう、柔軟に決定します。

6. 事業報告書等の提出

事業の終了後または助成金の給付を受けてから1ヶ月以内に収支報告および事業報告をしていただきます。その他、必要に応じて中間報告や追加資料をお願いする場合もございますので、予めご了承下さい。尚、活動の成果は特別な事情がある場合を除き公開させていただくものとします。

＜お問い合わせ・申請先＞

特定非営利活動法人新潟NPO協会

951-8126 新潟市学校町通 3-494-12 レジデンス若松 1 F

TEL/FAX 025-230-3353 Eメール：info@nan-web.org

ホームページ：http://www.nan-web.org

新潟県中越地震ボランティア活動基金設置のお知らせと告知のお願い

みなさんご存知の通り、10月23日夕刻発生した「新潟県中越地震」により重大な被害が出ております。被災地の救済には長期に渡る多くのボランティアの協力が不可欠となりますが、現在、そうした活動を支える資金が不足しており、寄付金を受け入れる公的窓口も設置されていない、という状況にあります。

こうした現状を踏まえ、私共新潟NPO協会では、「新潟水害救援ボランティア活動基金」と同じく、地震の被災者を救援するボランティア活動を支えるための基金を下記の通り設置いたしました。主旨をお汲み取りいただいた上、ぜひとも幅広い告知にご協力いただけますよう、心よりお願い申し上げます。

尚、寄付金の受け付け期間は12月30日まで、振り込み手数料は第四銀行様の窓口からお振込みいただければ無料となっておりますので、併せて周知いただければ幸いです。重ねてお願い申し上げます。

■新潟県中越地震ボランティア活動基金■

第四銀行白山（はくさん）支店 普通預金 1587567

口座名義：新潟県中越地震ボランティア活動基金

＊第四銀行の窓口からお振込みの場合、手数料無料。

＊受付期間：平成16年10月26日～12月30日

現金での受付先

●新潟県NPOサポートセンター 新潟市上所2-2-2 新潟ユニゾンプラザ1F

●NPO法人新潟NPO協会 新潟市学校町通3-494-12 レジデンス若松1F

●NPO法人都岐沙羅パートナーズセンター 村上市山居町1-5-1

●NPO法人くびき野NPOサポートセンター 上越市市民プラザ2F NPOボランティアセンター内

6. こうち災害ボランティア活動支援基金

「こうち災害ボランティア活動支援基金」運用規程

(目的)

第1条 この基金は、今後、発生しうる災害に備え、災害時にボランティア活動を支援するために設置する「災害ボランティア活動支援本部」や「ボランティア活動ベースキャンプ」の運営等に係る活動資金を確保することを目的とする。

(名称)

第2条 この基金の名称は、「こうち災害ボランティア活動支援基金」（以下「支援基金」）とする。

(管理運営)

第3条

支援基金は、「こうち災害ボランティア活動支援基金運営協議会」（以下「運営協議会」）が運営管理する。

(使途)

第4条 支援基金は、次の目的の経費に使用する。

- (1) 県内における災害発生後に設置する「災害ボランティア活動支援本部」及び「災害ボランティア活動ベースキャンプ」の開設・運営に係る経費
- (2) 県外での災害発生後に被災地の民間団体により展開されるボランティア活動支援の経費
- (3) その他、運営協議会の協議で認められた活動の経費

(財源)

第5条 支援基金の財源は、災害ボランティア活動支援のための寄附金等とする。

(支出)

第6条 支援基金の支出は、運営協議会の協議により決定する。ただし、緊急を要するときは、会長、副会長での協議により決定できるものとする。

附 則

1 この規定は、平成14年2月1日より施行する。

こうち災害ボランティア活動支援基金運営協議会 規約

（目的） 第1条 本会は、今後、発生しうる災害に備え、災害時にボランティア活動を支援するために設置する「災害ボランティア活動支援本部」や「災害ボランティア活動ベースキャンプ」の運営等に係る活動資金を確保するために、「こうち災害ボランティア活動支援基金」を管理運営し、円滑な災害ボランティア活動を推進することを目的とする。

（名称） 第2条 本会の名称は、「こうち災害ボランティア活動支援基金運営協議会」という。

（役員） 第3条 本会は次の役員を置く。

- （1）会長 1名
 - （2）副会長 1名
 - （3）監事 1名
- 2 会長及び副会長並びに監事は、会議で選任する。
 - 3 会長は本会を代表し、会務を統括する。
 - 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
 - 5 監事は、本会の業務執行及び経理を監査し、会議で報告する。

（役員の任期） 第4条 役員の任期は3年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議） 第5条 会議は、必要に応じ、会長が召集する。

- 2 会議は構成団体の2分の1以上の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

（構成団体） 第6条 本会は、目的に賛同する団体で構成する。

- 2 本会に新たに入会できる団体は、会議の協議で認められた団体とする。

（事務） 第7条 本会の経理事務等は、社会福祉法人 高知県社会福祉協議会が行う。

（基金の運用） 第8条 こうち災害ボランティア活動支援基金の運用方法は別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成14年2月1日から施行する。
- 2 この規約の施行時に選任された役員の任期は、第4条の規定に係らず、平成16年3月31日までとする。

こうち災害ボランティア活動支援基金運営協議会の構成団体

特定非営利活動法人 N P O 高知市民会議

災害ボランティアグループ プロジェクトV

こうち生活協同組合

社団法人 高知青年会議所

四万十塾

社会福祉法人 高知県社会福祉協議会

役員

会長	山崎 水紀夫	特定非営利活動法人 N P O 高知市民会議 理事長
副会長	橋本 達広	災害ボランティアグループ プロジェクトV 代表
監事	田辺 繁朋	こうち生活協同組合 グループマネージャー

口座

金融機関名	四国銀行県庁支店
預金種類	普通預金
口座番号	0 4 0 6 0 4 1
口座名義	こうち災害ボランティア活動支援基金運営協議会 会 長 山崎 水紀夫

こうち災害ボランティア活動支援基金設立のお知らせ

今後、発生しうる災害に備え、災害時にボランティア活動を支援するために設置する「災害ボランティア活動支援本部」や「ボランティア活動ベースキャンプ」の運営等に係る活動資金を確保することを目的に、平成14年2月に「こうち災害ボランティア活動支援基金」を設立しました。

【使用用途】

こうち災害ボランティア活動支援基金は、次の目的の経費に使用します。

- (1) 県内における災害発生後に設置する「災害ボランティア活動支援本部」及び「災害ボランティア活動ベースキャンプ」の開設・運営に係る経費
- (2) 県外での災害発生後に被災地の民間団体により展開されるボランティア活動支援の経費
- (3) その他、運営協議会の協議で認められた活動の経費

【基金の運営】

基金は、「こうち災害ボランティア活動支援基金運営協議会」が運営管理します。

(運営協議会構成団体)

特定非営利活動法人NPO高知市民会議、災害ボランティアグループ「プロジェクトV」、社団法人高知青年会議所、こうち生活協同組合、四万十塾、社会福祉法人高知県社会福祉協議会／高知県ボランティア・NPOセンター

【財源】

基金の財源は、災害ボランティア活動支援のための寄附金です。
皆さまの気持ちで「いざ」という時に役立ちます。

四国銀行県庁支店 普通預金 0406041

こうち災害ボランティア活動支援基金運営協議会 会長 山崎 水紀夫

【連絡先事務局】

高知県ボランティア・NPOセンター

〒780-8567 高知市朝倉戊375-1 県立ふくし交流プラザ4F

社会福祉法人 高知県社会福祉協議会内

TEL 088-850-9100 FAX 088-844-3852 Eメール kvnc@pippikochi.or.jp

7. 京都府災害ボランティア支援資金

京都府災害ボランティア支援資金交付要綱

京都府社会福祉協議会

「京都府災害ボランティア支援資金」（以下、「本資金」という）は、平成 16 年 10 月 20 日に京都府北・中部地方を襲った台風第 23 号災害に伴う京都府内の災害ボランティア活動を支援する目的で、京都府共同募金会の理解を得て、京都府社会福祉協議会が預金口座を開設し、平成 16 年 10 月 22 日より募集を開始したものである。

1. 目的

本要綱は、本資金の公正かつ適切な配分・活用を目的とし、もって京都府内における災害ボランティア活動の運営を資金面からサポートするとともに、今後の京都府内における災害ボランティア活動の振興を目指すものである。

2. 本資金の性質

本資金への寄付金は、京都府社会福祉協議会への指定寄付（使途を定めて行う寄付）として取り扱う（ただし、税法上の「指定寄付金」には該当しない）。

3. 配分委員会

（１）本資金の配分・活用について審査するため、京都府社会福祉協議会長の委嘱する配分委員をもって構成する「京都府災害ボランティア支援資金配分委員会」（以下、「配分委員会」）を設置する。

（２）配分委員会には、委員長 1 名を置く。委員長は委員の互選により選出する。

（３）配分委員の任期は、平成 17 年 4 月 30 日までとする。

4. 配分対象団体

（１）各市町村の「地域防災計画」に基づき設置された災害ボランティアセンターもしくはこれに準ずるもの（各市町村の区域内で一箇所のみを交付対象とする）。

（２）京都府災害ボランティアセンター（「京都府地域防災計画」に基づき設置）。

（３）その他、配分委員会が特に必要と認めるもの。

5. 配分対象経費

（１）対象団体が被災時の災害ボランティア活動に直接間接に要した費用のうち、公費補助および共同募金配分金の対象とならないもの（ただし、役職員人件費は対象経費としない）。

（２）今後の災害ボランティア活動の基盤整備のために必要な経費のうち、配分委員会が特に有益と認め、かつ対象期間内に支出されるものであって、公費補助および共同募金配分金の対象とならないもの。

6. 配分対象期間

(1) 対象経費の(1)については、災害発生時より3ヶ月以内とする。ただし、災害の状況に応じて、対象期間を延長することがある。

(2) 対象経費の(2)については、災害発生時より6ヶ月以内とする。

7. 審査および決定

本資金の交付については、配分委員会が審査を行い、京都府社会福祉協議会長が決定する。

8. 準備金の留保

(1) 本資金の配分額を決定した結果、余剰金を生じた場合、および配分額決定後に本資金口座への入金があった場合には、準備金として取扱い、今後の災害ボランティア活動に有効に活用する。

(2) 上記準備金の活用については、配分委員会の承認を受けなければならない。

9. 配分結果の公表

配分結果については、京都府社会福祉協議会機関紙および同ホームページを通じて公表する。

附 則

本要綱は、平成16年12月14日より施行する。

京社協発第 1414 号

平成 16 年 11 月 1 日

各 位

京都府社会福祉協議会

会 長 片 山 健 三

(公 印 略)

京都府災害ボランティア支援資金へのご協力をお願いについて

さる 10 月 20 日に京都府北・中部地方を襲った台風 23 号の被災者の皆様を支援する災害ボランティア活動を支えるため、本会では「京都府災害ボランティアセンター」を設置するとともに、下記の口座を開設いたしました。

現地災害ボランティアセンターでは、被災者のニーズを把握しながら、ボランティアの需給調整など必要なコーディネート業務を行っています。また、府センターでは、現地に必要なボランティアを派遣するため京都駅前から「ボランティアバス」を運行しながら、現地センターの支援を行っています。これまで、府センターと現地 7 センターが関係団体と連携しながら、京都府内延べ 11,122 名（10 月 31 日現在）の災害ボランティア活動を支えてまいりました。11 月 3 日をもちまして「ボランティアバス」の運行および現地センターによる外部ボランティアの受け入れはほぼ終了しますが、緊急対応であったため、活動資金の十分な確保ができていないのが現状です。

府民ならびに全国の皆様のご理解とご協力をお願いします。

ご協力いただけます場合には、下記のいずれかの口座へお振込ください。

(振込口座)

京都銀行 府庁前支店 普通 4 0 4 6 2 1 4

「(福) 京都府社会福祉協議会 災害ボランティア支援資金口」

京都銀行をはじめ全国の地方銀行（第二地銀を除く）本支店・出張所の窓口でのお振込については、手数料が無料です（12 月 30 日まで）。

(振込口座)

京都中央信用金庫 丸太町支店 普通 0 6 4 0 8 6 0

「(福) 京都府社会福祉協議会 災害ボランティア支援資金口」

京都中央信金をはじめ全国の信用金庫本支店・出張所の窓口でのお振込については、手数料が無料です（12 月 30 日まで）。

なお、いずれの口座も ATM など機械での振込みには手数料がかかります。また、都市銀行・第二地銀等につきましては窓口でも有料ですので、ご注意ください。

現地での災害ボランティアの活動状況は、下記のホームページで随時お知らせしていま

す。(http://www.kyoshakyo.or.jp/)

なお、本資金の告知用版下原稿を勝手ながら同封させていただきましたので、貴台で発行されます機関紙等への広告掲載について、格別のご配慮を賜ることができれば幸いに存じます。ご協力いただけましたら、お手数ですが、掲載紙を一部ご恵与くださいますようお願いいたします。本会ホームページにて掲載のご報告をさせていただきます。

お問合せ先：京都府社会福祉協議会

TEL：０７５－２５２－６２９１　FAX：０７５－２５２－６３１０

京都府災害ボランティア支援資金の配分結果について

平成 17 年 2 月 28 日
京都府社会福祉協議会

「京都府災害ボランティア支援資金」につきましては、平成 16 年 10 月 20 日に京都府北・中部地方を襲った台風第 23 号災害に伴う京都府内の災害ボランティア活動を支援する目的で、京都府社会福祉協議会が、平成 16 年 10 月 22 日より募集を開始したものです。

おかげ様で京都府内、府外の皆様ならびに関係機関各位の絶大なご支援により、457 件、13,917,564 円（平成 17 年 1 月末現在）の貴重なご寄付をいただきました。心よりお礼申し上げます。

本資金につきましては、京都府内で台風第 23 号災害に対応するために「災害ボランティアセンター」を立ち上げ、運営を行った京都府内の 8 社協のうち 6 社協に対して、「京都府災害ボランティア支援資金配分委員会」の審査を経て、下記の内訳の通り配分いたしました。

また、予想以上に多くのご寄付をいただいたため、配分後の剰余金につきましては、「災害準備積立金」として、今後の災害ボランティア支援活動に役立てさせていただくことといたしました。

この度の災害ボランティア活動につき、皆様方から誠にありがとうございましたことに対し、改めて感謝申し上げますとともに、今後の災害ボランティア活動の推進につきまして引き続きご理解とご協力を賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

京都府社会福祉協議会といたしましては、災害ボランティア活動支援を含む地域福祉活動の総合的推進に引き続き取り組み、「府民主体の福祉コミュニティづくりを通じて『個人の尊厳』とノーマライゼーション理念の息づく社会の実現」（府社協中期計画より）を目指してまいります。

記

1. 経過

平成 16 年 10 月 22 日>募集開始

平成 16 年 12 月 14 日>京都府災害ボランティア支援資金配分委員会を開催

平成 17 年 1 月中>配分予定社協より府社協へ交付申請

平成 17 年 1 月 26 日>市町村社協に対し交付決定

平成 17 年 1 月 31 日>市町村社協へ送金

2. 資金の状況（平成 17 年 1 月末現在）	収入合計	13,917,564 円
--------------------------	------	--------------

3. 配分内訳

(配分先／配分額)

福知山市社協／61,000 円	舞鶴市社協／1,978,000 円
綾部市社協／25,000 円	宮津市社協／1,323,000 円
大江町社協／849,000 円	京都府社協／1,465,652 円
市町社協への支援物資／3,444,348 円	災害準備積立金／4,771,564 円>
計／13,917,564 円	

4. >配分対象経費

車両借上料、備品費、消耗品費、通信運搬費、旅費交通費、修繕費、燃料費他
(なお、役職員の人件費は、対象経費に含めておりません)

以上

8. 北海道ボランティア基金

ボランティア活動支援事業

平成16年度ボランティア活動支援事業の助成金の交付については、この要綱の定めるところによる。

1 目 的

この事業は、「北海道ボランティア基金」の運用益を活用し、みんなが幸せに暮らせる地域社会を支えるボランティア活動に対し、予算の範囲内で助成することによって、本道のボランティア活動の振興を図ることを目的とする。

2 対象分野

この事業の対象となるボランティア活動の分野は、次のとおりとする。

- (1) 福祉や保健、医療の増進
- (2) 社会教育の推進
- (3) まちづくりの推進
- (4) 文化、芸術、スポーツの振興
- (5) 環境の保全
- (6) 国際協力の推進
- (7) 子供の健全育成

3 対象団体等

この事業の対象となる団体は、自主的なボランティア活動を1年以上継続して実践している団体とする。ただし、営利や政治、宗教を目的とする団体は除く。

4 助成対象事業

この事業の助成対象となる事業は、この要綱による助成の有無にかかわらず実施するものであって、団体内部の業務・事業を除くものとし、かつ次の各号のすべてに該当しなければならない。

- (1) 申請事業に公益性があると認められるもの
- (2) 申請事業が地域に密着していると認められるもの
- (3) 申請事業に収益性がないと認められるもの

5 助成対象経費

この事業の対象経費は、ボランティア活動に要する費用とする。ただし、次の経費は除く。

- (1) 備品購入費
- (2) 人件費（謝礼金を含む）
- (3) 管理費（事務所借上料等団体の運営、管理に係る経費）
- (4) 食料費（ボランティア活動で提供する食事の原材料費を除く）

6 対象期間

この事業の対象期間は、平成16年4月～平成17年3月までとする。

7 助成団体数及び助成金額

この事業の助成団体数及び助成金額は次のとおりとする。

- (1) 助成団体数は、広く本道のボランティア活動の振興を図るため、地域ごとに別に定める。
- (2) 助成金額は、申請額の範囲内で理事長が認めた額とし、上限を3万円とする。

8 助成金の申請

助成金を受けようとする団体は、別記助成金申請書（別記様式1）により、（財）北海道地域活動振興協会に郵送で申請する。なお、申請は対象期間中1団体1回に限り、平成16年度ボランティア活動支援事業開始日以降の消印のあるものを有効とする。

9 助成金の交付決定

申請書の内容を審査し、その事業が適当であると理事長が認めたときは、申請団体に対し別記助成金決定通知書（別記様式2）により通知し、プライバシーに係るものを除いて、（財）北海道地域活動振興協会のホームページで公開する。

なお、審査にあたっては、その団体の所在する市町村が、当協会の賛助会員であるか否かを選考基準にする場合がある。

10 助成金の交付

助成金は、申請書に記載された送金方法により交付する。

11 助成の終了

この助成は、7（1）により別に定めた助成団体数を、それぞれの地域で満たしたときに終了する。

1 2 事業実施報告書等の提出

助成を受けた団体は、事業終了後2ヶ月以内又は平成17年4月13日までのいずれか早い時期に、次に掲げる書類を（財）北海道地域活動振興協会へ提出しなければならない。

- （1）事業実施報告書（別記様式3）
- （2）ボランティア活動状況の写真（3枚程度）

1 3 助成金の返還等

理事長は、次の各号の一に該当すると判断した場合は、交付した助成金の一部又は全部を返還させる。

- （1）虚偽の申請、その他不正な手段により交付を受けたとき
- （2）その他交付の目的に著しく反する行為が認められたとき
- （3）やむを得ない事情により、申請事業が実施できなくなったとき

1 4 その他

助成を受けた団体は、（財）北海道地域活動振興協会が事業内容に関する事項の調査及び報告を求めた場合は、これに協力しなければならない。

附 則

この実施要綱は平成16年4月1日から施行する。

理事長が別に定める助成団体数（平成16年度）

札幌市	25団体
道央圏（石狩、後志、空知、胆振、日高支庁管内）	60団体
道南圏（渡島、桧山支庁管内）	24団体
十勝圏（十勝支庁管内）	20団体
釧路・根室圏（釧路、根室支庁管内）	19団体
道北圏（上川、留萌、宗谷支庁管内）	32団体
オホーツク圏（網走支庁管内）	20団体

9. 公益信託 うつくしま基金

公益信託うつくしま基金助成規程

(目的)

第1条 この規程は、公益信託うつくしま基金信託契約（以下「信託契約」という。）第40条第1項の規定に基づき、信託契約第6条に定める事業に係る助成金の給付に関し必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 信託契約第6条により公益信託うつくしま基金から助成金を受ける対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、信託契約第1条で規定するボランティア活動をはじめとする不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与する自主的な社会貢献活動及び独自に、又は関係する機関と連携して取り組む地域づくり活動（以下「公益的活動」という。）を行う団体、グループ及び個人とする。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 特定非営利活動促進法第2条第2項の規定による特定非営利活動法人でない法人
- (2) 責任者、連絡先等が明確でない者
- (3) 助成資金の管理能力に欠けると認められる者

(助成対象活動)

第3条 この公益信託の助成対象活動は、主として福島県内で福島県民によって主体的に行われる公益的活動であり、次に掲げる活動とする。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 災害救援活動
- (7) 地域安全活動
- (8) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (9) 国際協力の活動
- (10) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (11) 子どもの健全育成を図る活動
- (12) 情報化社会の発展を図る活動
- (13) 科学技術の振興を図る活動
- (14) 起業環境の整備又は新たな産業の創造を支援する活動

- (15) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (16) 消費者の保護を図る活動
- (17) 前各号に掲げる活動を行う団体、グループ及び個人の活動に関する連絡、助言又は援助の活動

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる活動は助成の対象としない。

- (1) 営利を目的とする活動
- (2) 特定の団体、グループ又は個人のみの利益に寄与する活動
- (3) 地区住民の交流行事や親睦会などのイベント
- (4) 政治又は宗教布教を目的とする活動及びそれらの活動との連動性や一体性を持つ活動
- (5) 他から委託された活動
- (6) 学術的な研究を主目的とする活動
- (7) 当該活動に賛同して主体的に活動を行う共同参画者を2名以上得られない個人活動

（助成の種類・助成金の額等）

第4条 信託契約第6条に定める事業に対する助成金の額は、総額で各年度7,500万円程度とし、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、災害救助法が適用された大規模な災害の発生時における災害救援活動に対する緊急助成の場合は、年度総額とは別枠で総額1,500万円程度を助成することができるものとする。

(1) 新たに公益的活動を始めようとする団体、グループ及び個人の活動に対して助成するコース（スタートアップ支援コース）については、1万円単位で10万円を上限とし、活動費の10分の10を限度としてその範囲内で助成する。なお、このコースによる助成は、1助成対象者につき1回限りとする。

(2) 公益的活動を展開しようとする団体、グループ及び個人の活動に対して助成するコース（発展事業支援コース）については、1万円単位で100万円を上限とし、活動費の10分の8を限度としてその範囲内で助成する。ただし、助成対象者に助成金を活用して発展的な事業を行うのに必要な経験や知識、透明性の確保や公益性を重視した事業運営のノウハウ等を持つことを客観的に示す実績がある場合は500万円を上限とし、活動費の10分の8を限度としてその範囲内で助成する。

(3) 地域住民による積極的な地域づくりへの参画を支援するため、地方自治体との協働プロジェクトにおける地域住民側の活動に対して助成するコース（自治体との協働コース）については、1万円単位で1,000万円を上限とし、活動費の10分の10を限度としてその範囲内で助成する。なお、このコースによる助成の対象となる活動は、地域住民である助成対象者と地方自治体とが、それぞれの立場から双方とも主体的に取り組む協働事業とする。

(4) 福島県内で災害救助法が適用された大規模な災害の発生時において福島県民によって主体的に行われる災害救援活動に対して助成するコース（災害救援緊急支援コース）については、1万円単位で100万円を上限とし、活動費の10分の8を限度としてその範囲内で助成する。ただし、助成対象者に助成金を活用して発展的な事業を行うのに必要な経験や知識、透明性の確保や公益性を重視した事業運営のノウハウ等を持つことを客観的に示す実績がある場合は500万円を上限とし、活動費の10分の8を限度としてその範囲内で助成する。

2 その他、信託目的を達成するために必要な事業への助成の種類・助成金の額等については、受託者は信託契約第13条第1項に定める公益信託うつくしま基金運営委員会（以下「運営委員会」という。）に付議し、その助言に基づき信託管理人の承認を得て決定するものとする。

（助成期間）

第5条 助成期間は、毎年4月から翌年3月までの1年間の活動を対象とし、助成期間を超える活動については、再度助成申請を行うものとする。ただし、「災害救援緊急支援コース」の助成期間は、災害救助法が適用された日から翌年3月までの活動を対象とする。

（募集）

第6条 受託者は、毎年度、別に募集要項を定めて助成金申請者の募集を行うものとする。

2 募集期間は、毎年8月から10月までの期間内で1ヶ月以上を定めるものとする。ただし、「災害救援緊急支援コース」の募集期間は、災害救助法が適用された大規模な災害が発生した後、受託者が別に当該助成に係る募集要項を定めて助成金申請者の募集を行うものとする。

（申請の手続き）

第7条 助成金の給付を希望する者は、別に定める申請書を所定の期日までに、東邦銀行営業推進部のほか、別に定める本支店に提出、又は郵送しなければならない。

（事前調査）

第8条 受託者は、必要があると認めるときは、申請活動の内容等について助成金申請者から聴取等の調査をすることができる。

2 受託者は、前項の調査の結果、助成申請が認められない経費が含まれているときは、助成申請額を修正することができるものとする。

（審査）

第9条 助成金の給付先は、運営委員会の審議を経て決定する。

2 審査は、書類審査と公開審査により行う。

(1) 「スタートアップ支援コース」及び「災害救援緊急支援コース」は、書類審査により選考を行う。

(2) 「発展事業支援コース」及び「自治体との協働コース」は、書類審査及び公開審査により選考を行う。

3 公開審査の対象となった助成金申請者は、公開審査会で申請する活動の計画などについてプレゼンテーションを行わなければならない。なお、「自治体との協働コース」については、協働する地方自治体と共同でプレゼンテーションを行わなければならない。

(選考)

第 10 条 運営委員会は、前条の書類審査及び公開審査の内容に基づいて、助成先を選考する。

(助成先の決定等)

第 11 条 受託者は、前条の選考の結果により、助成先及び助成金の額を決定する。

2 前項の決定は書面により、助成申請者に通知する。

(振込口座指定書の届出)

第 12 条 助成金の受給者として決定された者（以下「受給者」という。）は、別紙銀行振込口座指定書を受託者に届けなければならない。

(助成金の給付)

第 13 条 助成金の給付は概算払いとし、受給者からの請求により、原則として毎年4月中に一括給付する。ただし、「災害救援緊急支援コース」については、助成先及び助成金の額を決定した後、受給者からの請求により、一括給付する。

2 助成金の支給方法は、銀行振込の方法によるものとし、前条に基づき届出のあった銀行口座に振り込むものとする。

(活動の状況報告)

第 14 条 受託者は、必要があると認めるときは、受給者に助成活動の遂行の状況について報告を求めることができる。

(助成事業の変更等)

第 15 条 受給者は、助成活動の変更、中止又は廃止をしようとするときは、その理由を付し

た書面により受託者に報告し、その承認を受けなければならない。

2 受託者は、前項の承認をするに当たり必要があると認めるときは、助成の決定の内容を変更し、又は助成の決定を取り消すことができる。

3 受託者は、前項の変更又は取り消しの結果、過払いが生じたときは、受給者にその金額を返還させるものとする。

4 受託者は、第2項の変更又は取り消しをしたときは、軽微な変更の場合を除き、速やかに運営委員会の委員に報告しなければならない。

（報告書の提出等）

第16条 受給者は、助成活動についてその完了の日から2ヶ月以内に実績報告書を受託者に提出しなければならない。

2 「発展事業支援コース」、「自治体との協働コース」及び「災害救援緊急支援コース」の受給者は、前項に定める実績報告書を提出するほか、受託者が公開により開催する活動発表会において助成活動の成果を公開発表しなければならない。

（助成金の額の確定）

第17条 受託者は、前条の実績報告があったときは、速やかにその内容を審査し、助成金の額を確定し、受給者に通知するものとする。

2 助成金の額の確定に際して、第3条第2項の確認のために必要と認める場合は、受託者は受給者に対して帳簿等の写しの提出又は閲覧を求めることができる。

3 受託者は、助成金の額の確定の結果、過払いが生じたときは、受給者にその金額を返還させるものとする。

（助成金の返還）

第18条 受託者は、受給者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、これを公表するとともに、支給した助成金の返還を求めることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成金の給付を受けたことが判明したとき。
- (2) 助成金を申請目的以外のために使用したとき。
- (3) 第16条1項の実績報告書を提出しないとき。

（助成金受給の辞退）

第 19 条 受給者は、何時でも助成金受給の辞退を申し出ることができる。

（その他）

第 20 条 この規程に定めのない事項又はこの規程の各条項に照らし、その適用に疑義が生じた事項については、受託者は運営委員会に付議し、その助言に基づき信託管理人の承認を得て決定するものとする。

（実施細則）

第 21 条 この規程の実施について必要な事項は、運営委員会が協議により決定する。

附 則

- 1 この規程は、平成 15 年 5 月 29 日から施行する。
- 2 平成 15 年度に実施する助成対象活動に係る助成期間は、第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 15 年 10 月から平成 16 年 3 月までの活動を対象とする。
- 3 この公益信託の平成 15 年度における募集期間は、第 6 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 15 年 10 月から平成 16 年 3 月までに実施する助成対象活動については 6 月から 8 月までの期間内で、平成 16 年度に実施する助成対象活動については 10 月から 12 月までの期間内で、それぞれ 1 ヶ月以上を定めるものとする。
- 4 平成 15 年度に実施する助成活動に係る助成金の給付は、第 13 条第 1 項の規定にかかわらず、助成先及び助成金の額を決定した後、受給者からの請求により、一括給付する。

附 則

この規程は、平成 16 年 8 月 23 日から施行する。

10．佐賀県地域福祉振興基金

平成17年度佐賀県地域福祉振興基金の運用益を活用して行う事業の考え方

1．基本的事項

- (1) 果実運用型の基金による事業であることから、運用収入に見合う事業の採択を原則とするものであること。
- (2) 急速に進展している少子・高齢化社会に対応し、地域住民が住み慣れた地域で尊厳を持って生活を送り、ここに住んでいてよかったと実感できる在宅福祉等の普及向上、健康・生きがいがづくりの推進、ボランティア・CSO（市民社会組織）活動の活性化等のために各種民間団体が行う先導的でユニークな事業に対して助成する事業であること。
- (3) 事業を実施する場合において、国、県又は市町村の補助制度がある場合には当該補助制度を優先して活用すること。
- (4) 県、市町村の補助事業の単なる振替については、原則として対象としない。

2．助成対象事業

- (1) 高齢者・障害者・子育て等の在宅福祉等の普及・向上に資する事業
- (2) 高齢者・障害者・子育て等の健康・生きがいがづくり推進に資する事業
- (3) 高齢者・障害者・子育て等のボランティア・NPO活動の活性化に資する事業
- (4) その他高齢者・障害者・子育て等の保健福祉の増進に資する事業

3 助成対象事業者

- (1) 助成対象事業者（以下「事業者」という。）は、県内において2に定める事業を行う非営利の法人又は任意団体とし、個人は対象としない。
- (2) 原則として、複数の市町村にまたがって広域的に活動する民間団体とする。

4．助成期間

助成期間は原則として最長3年間とする。ただし、毎年度事業評価を行い、事業継続の可否を判断する。

5．助成率

- (1) 民間団体の自主的な活動を側面的に支援する観点から初年度の助成率は、原則として、8／10とする。
- (2) 次年度以降の助成率については、事業者の自立の状況等を勘案し漸次逡減するものとする。

6．主な助成対象経費

- (1) 報償費、旅費、需用費（食糧費を除く）、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費（真に必要なものに限る）とする。
- (2) 団体自体の運営費や事務経費については、対象としない。
- (3) 会議、大会、研修会への参加諸費・派遣旅費については認めない。

7．事業効果の公表

- (1) 事業者は、事業の透明性を確保する観点から、当該事業の事業効果及び経理の状況を印刷物等により公表するものとする。

1 1 . 財団法人県民ボランティア振興基金（長崎県）

財団法人県民ボランティア振興基金の事業

相談支援事業

■NPO育成専門相談事業

当財団に登録されているNPO専門相談員（税、会計、法務、法律、労務などの専門家）を、申込みのあったNPO法人・ボランティア団体へ派遣し、無料でご相談に応じます。

<たとえば、こんなとき、ご活用ください。>

- 初めての決算をむかえるにあたり、処理の方法がわからないとき・・・
- 収支計算書・貸借対照表の作成方法がわからないとき・・・
- 日頃の会計処理方法がわからないとき・・・
- NPO法人の税制など、実情にあったことを詳しく知りたいとき・・・
- 社会保険等、労務関係で相談したいこと、分からないことがあるとき・・・
- 法務、法律上の問題で困っていることがあるとき・・・
- 官公庁への提出書類の作成がわからないとき・・・
- 組織運営の方法・マネジメントについてのアドバイスを受けたいとき・・・

情報提供・普及啓発事業

■ホームページによる情報提供

当財団では、NPO・ボランティアの活動環境の基盤整備や交流促進のため、ホームページ「ながさきボランぽネット」により、情報提供を行っています。

長崎県内のNPO・ボランティアに関する情報を知ることができ、情報を発信したい方もご利用できます。

■タウン誌の活用

タウン誌「ザ・ながさき」にて、2週間に1度、ホームページの紹介・事業の情報を掲載しています。

人材育成事業

■NPO自主講座支援事業（公募事業）

NPOの独自の研修を支援するため、複数のNPOが共同して所属職員等の専門研修会を行う場合、講師料と講師旅費交通費及び会場借料などの経費の一部を支援します。

■ヤングボランティア活動振興事業（公募事業）

学生等のヤングボランティアが、県下全域に活動が広がるような先駆的な事業や他の地域のボランティア団体と協力して事業を行う場合、事業費の経費の一部を支援します。

■NPO分野別育成支援事業

NPOの力量形成を図るために、活動分野別に組織運営や人材育成の講座を開催します。

交流促進事業

■NPO交流促進事業（公募事業）

複数のNPOが、NPO間の交流促進事業やNPO活動を地域に普及啓発するための事業を行う場合、事業費の経費の一部を支援します。

災害ボランティア活動促進事業

災害ボランティアについては、行政をはじめとした災害対策機関の対策と併せて、被害者に対する医療・食料・衣類等の支給や被災物件の補修などについて、ボランティアの果たす役割は大きいといえます。

長崎県の雲仙岳噴火災害では、全国から、義援金や、ボランティアによるご支援をいただきました。

これらを踏まえて、当財団は、島原地域を中心に発展してきた災害ボランティア活動を全県下に広げていくことを目標に、災害ボランティア活動の支援を行います。

■災害ボランティア育成事業

災害時のボランティア活動の効果的なコーディネーターとボランティアの機動性を発揮できる環境づくりのための研修会を行います。

■災害ボランティアネットワーク促進事業

災害時にボランティアが機動的に活動できる基盤整備をすすめるために必要な調査研究を行います。

災害ボランティアネットワーク研究会の発足（平成16年3月23日）

安全衛生の確保、業務の範囲

資料編

内閣府防災担当

(1) ボランティア活動前の事前対策

【図15】新潟県災害救援ボランティア本部HPより抜粋（地震災害・氷雪災害を想定）

■【重要】過敏性肺炎に注意しましょう(04.11.15 16:10)

新潟県・新潟県医師会から家屋の復旧・撤去作業をする方・ボランティアの方に過敏性肺炎に対する警告が発表されています。ボランティアに行く方は以下を読み注意して作業するようにしてください。

1. 過敏性肺炎とは カビなどの粉塵(ほこり)の吸入によって起こります。症状は悪寒・発熱・全身倦怠感、筋肉痛、咳、痰、呼吸困難など、かぜ様症状が現れます。

2. 注意することは カビが生えているような環境での作業、後片付けなどで、ほこりが舞うような作業を行う場合は、以下の事項に注意してください。

1. マスクを着用し、作業をしてください。

2. 十分に換気をしながら作業をしてください。特に密閉された空間での作業は適宜外へ出るなどしてください。

3. 作業終了後4～6時間後に上記症状があらわれた場合は、速やかに医療機関に受診してください。

4. アレルギー体質などの方は、無理しない範囲で作業を行いましょう。

また体力が落ちている時・疲労時は作業を行わないようにしましょう。

■【重要】除雪ボランティアをする際はヘルメットの着用を(05.01.14)

中越地方での連日の大雪により、雪かきや雪下ろしなど、除雪ボランティアをすることが多くなってきております。

屋根に上って雪下ろしをする際は、落下の危険があります。また、軒下などでの除雪作業においても、屋根の上の雪が落ちてくる可能性があり、雨が降って雪が重たくなっているため、特に危険な状態となっています。除雪は危険を伴う作業です。新潟県内の方々は、雪かきや雪下ろしをする際には必ずヘルメットを着用する習慣があります。除雪に出かけられるボランティアの方は、必ずヘルメットを着用するようにしてください。

http://www.nponiigata.jp/jishin/archives/cat_10ueeoeeaeie.html

作成主体：新潟県災害救援ボランティア本部、平成16年11月・平成17年1月作成

【図 1 6】岩手県災害ボランティア活動マニュアルより抜粋（大規模災害を想定）

作成主体：岩手県、平成 12 年 3 月作成

9-(2) 危険な仕事の依頼か、苛酷な重労働かの判断

9-(2)-① 危険な仕事とは、重労働とは

- 消防車やバトカーが監視している状態の現場作業。
- 立ち入り禁止区域での作業。●危険家屋での作業。
- 異臭がたちこめる付近での作業。●屋根に登ってシートをかける作業。
- 傾いた家から家具を運び出す作業。
- 大量の土砂やガレキを撤去する作業。●活動場所が遠隔地にある作業。
- 通過が困難な橋や道路を往来する作業。●深夜に及ぶ作業。
- 悪天候での作業など。

9-(2)-② 危険や苛酷を察知する問い掛け

- 建物は倒れかかっていませんか。●ビルの何階ですか。
- その建物の中には、あなたや家族の人が入ったことがありますか。
- 重さはどれくらいでしょう。●大きさや高さはどれくらいですか。
- 何か匂いのするものですか。●警察や消防の方は残っておられますか。
- 道具を使ってやる仕事ですか。●女性でもできる仕事ですか。
- 一人でやったら何日ぐらいかかりそうですか。
- 一般の人が立ち入りできますか。

(2) ボランティア活動開始前のオリエンテーションによる対応

【図17】巡回作業に関する資料

社会福祉協議会による災害時のボランティア活動支援マニュアル作成に関する指針より抜粋

(大規模災害を想定)、作成主体：島根県社会福祉協議会・島根県ボランティア活動振興センター、平成14年3月作成

1 巡回開始前に

(1) 地図作成

※ 効率よく動くために一人が30分～1時間で回れるように災害地域を分担し、数人で一度に地域全体を巡回できるように地図を作成する

- ① 災害地域全体地図を基に地図を分割する
現場の地理に詳しい人と相談しながら分割する
- ② 翌日以降のため、分割した地図は数枚印刷する
- ③ 本日のボランティア活動先をマーカーで明記する
- ④ 場所により特記事項があれば記入する

2 巡回作業開始

(1) ボランティアの活動現場に到着

- ① ボランティア依頼者の確認
ボランティアの依頼どおりに活動者の派遣がされたか確認する。
依頼どおりでないときは、再度要望を聞きセンターと連絡しその場でコーディネートしてもらい、依頼者にコーディネート内容を伝え理解してもらう
- ② 活動現場のボランティア代表者とできる限り話をする
- ③ いくつか質問をする
 - イ 十分休憩をとっているか
休憩を取っていない場合は、すぐ休憩をさせる
 - ロ 体調を崩していないか
調子が良くない人がいれば、すぐセンターに戻るようさせる
又は、巡回集合場所に行ってもらいセンターから迎えにきてもらう
 - ハ けがの確認
応急処置で直るのであれば、その場で処置する
その場での処置が困難と思われる場合はセンターに連絡し、指示を受ける
- ニ 飲料水などの支給
- ホ 他にボランティア活動用具が必要か確認する

【図18】安全管理に関する資料

■社会福祉協議会による災害時のボランティア活動支援マニュアル作成に関する指針より抜粋

(大規模災害を想定)、作成主体：島根県社会福祉協議会・島根県ボランティア活動振興センター、平成14年3月作成

(活動基準の例)

ア. 活動時間の管理

原則1時間で休憩15分。日中は、疲労度に応じてさらに休憩をする。昼食時間は1時間取る。一日の作業時間は、昼食や休憩時間を含めて6時間以内を目安とする。

イ. 水分補給の管理

熱射病や脱水症状の予防のため、休憩時に十分水分が補給できるようにする。(※ボランティア自身に持参してもらうと共に、ボランティアセンターにも準備しておく。)

ウ. 住民の仕事とボランティアの仕事の区分

住民が行う作業の補助的役割がボランティアであり、必ず住民も参加して行うことを徹底する。高齢者などの場合は、本人か関係者の立ち会いで作業する。

Point

- ① 被災地の状況にもよりますが、なるべく団体（グループ）で参加してもらうことや、具体的な支援内容を事前に決めておくこと、現地では自己完結的な活動ができるよう準備する（活動器材や食事等を各自で準備）ことなどをあらかじめ伝えておきます。
- ② 不潔な環境での重労働等が主な活動の場合、下記例のような人には、お断りしたり、受付やボランティアセンターでの仕事などの軽作業にまわってもらうことを伝えます。

(不潔な環境での重労働を遠慮してもらう人の基準例)

ア. 70歳以上はお断りする

イ. 65～70歳は軽作業に回ってもらう。

ウ. 「最低血圧が90以下で、かつ最高血圧が140以下」以外の方は、医師に相談してもらう。

エ. 心臓病やケガ、その他病気がある人は、医師に相談してもらう。

【図 1 9】健康チェックカードの例

ボランティアによる除灰作業マニュアル Ver2 より抜粋（火山災害を想定）

作成主体：洩田靖夫氏（日本予防医学リスクマネジメント学会・評議員）、平成 12 年 8 月作成

健康チェックカード

氏名	
住所	
電話番号	
緊急時連絡先	
年齢	
ふだんの血圧	/
心臓病	ある ・ ない
治っていないケガ	ある ・ ない
その他の病気	ある（ ） ・ ない
血液型	A ・ B ・ AB ・ O
・除灰作業の重労働に従事される方の健康状態のチェックにご利用いただけます。	
・高血圧の方、心臓病の方、その他病気の方々は、重労働の作業をお断りすることもございますが、なにとぞご了承下さいませ。	
・治っていないケガがある場合は、泥水に傷口が触れて化膿するなどの可能性がありますので、医師、看護婦、保健婦に相談してください。重労働の作業をお断りすることもございますが、なにとぞご了承下さいませ。この場合、軽作業をお願いすることがあります。	
・作業を行う際、自分の周りの方がぐったりしていたり、へたりこんでいたりしていないか、お互いに注意しましょう。	
・健康チェックで異常がない方でも、作業中、身体の不調がございましたら、直ちに作業を中止し、周りの者に声をかけて下さい。	
・何か、異常やトラブルなどがありましたら、直ちに作業チームのリーダーに報告してください。	

【図 20】 主要な専門機関への連絡先

災害ボランティアコーディネーターハンドブックより抜粋（地震災害を想定）

作成主体：横浜災害ボランティアネットワーク、平成 12 年 9 月作成



(5) 専門機関連絡先 (p. 20 参照) 《参考: 1998『横浜市防災計画』》

区 分		市担当部署	TEL/FAX
医療関係	医 師	衛生局 地域保健課	671-2451／ 663-4469
	看 護 人		671-2466／ 664-6753
福 祉 関 係		福祉局 福祉のまちづくり課	671-2386／ 664-4739
外国語の通訳・翻訳		総務局 国際室	671-2078／ 664-7145
アマチュア無線技士		総務局 災害対策室	671-3453／ 641-1677
応急危険度判定士		建築局 建築指導課	671-2940／ 681-1654

(3) ボランティア活動保険の加入

【図21】 ボランティア保険に関する参考資料（島根県 P34）

II ボランティア活動保険の取扱い

ボランティア活動保険の補償期間（4月1日以降の中途加入の場合）は、加入申込手続きの完了した日の翌日（午前0時）からとなります。

※加入申込手続きの完了した日とは、受け付けた社協が加入申込書の内容を確認後、受付印を押印、掛金を受領したときをいいます。

ただし、社協が掛金の全額を負担する場合は、受付印を押印した時点をいいます。

したがって、原則として、活動に参加する前日までにボランティア活動保険の加入手続きを済ませておく必要があります。

被災地の災害救援ボランティアセンターは受付やコーディネート業務で忙殺されていますので、できれば、事前に活動参加者が居住する各市町村社会福祉協議会で手続きを済ませておくよう、電話等での事前申込時に伝えておきます。

（ボランティア活動保険の加入プラン・補償内容等の概要）※平成13年度時点

保険金の種類		加入プラン・補償金額		
		Aプラン	Bプラン	Cプラン
傷害	死亡保険金	1,115.3万円	2,302.1万円	3,521.9万円
	後遺障害保険金	1,115.3万円	2,302.1万円	3,521.9万円
	入院保険金日額	5,900円	8,700円	11,000円
	通院保険金日額	3,800円	5,600円	7,600円
賠償	対人・対物とも	3.5億円	4億円	4.5億円
	免責（自己負担）	なし	なし	なし
掛金 （年間）	基本タイプ	A 300円	B 500円	C 700円
	天災タイプ※	天災A 630円	天災B 1,110円	天災C 1,590円

※「天災タイプ」とは、天災（地震・噴火・津波）によるボランティア自身の傷害事故を補償するものです。

（ボランティア活動保険の補償対象となる事故）

	ボランティアが活動中の急激・偶然・外来の事故によりケガをした場合					
傷害 事故	<table><tr><th>対象</th><th>対象外</th></tr><tr><td>○活動中に転んでケガをした。 ○活動中に交通事故によりケガをした。 ○活動中の食中毒事故 ○活動中の特定感染症（O157など） ○活動中の日射病・熱射病 など</td><td>×靴ずれ、しもやけ、長期間の ストレスによる腰痛 ※故意による事故 ※無資格、酒酔い運転中の事故 など</td></tr></table>	対象	対象外	○活動中に転んでケガをした。 ○活動中に交通事故によりケガをした。 ○活動中の食中毒事故 ○活動中の特定感染症（O157など） ○活動中の日射病・熱射病 など	×靴ずれ、しもやけ、長期間の ストレスによる腰痛 ※故意による事故 ※無資格、酒酔い運転中の事故 など	
対象	対象外					
○活動中に転んでケガをした。 ○活動中に交通事故によりケガをした。 ○活動中の食中毒事故 ○活動中の特定感染症（O157など） ○活動中の日射病・熱射病 など	×靴ずれ、しもやけ、長期間の ストレスによる腰痛 ※故意による事故 ※無資格、酒酔い運転中の事故 など					
賠償 事故	ボランティアがボランティア活動中の偶然の事故により、他人の身体または財物を損壊させたことにより法律上の賠償責任を負った場合 ※活動場所と自宅との往復途上の事故も補償の対象 （対象外となる事故の例） <table><tr><td>×自動車による対人・対物事故</td><td>×医療行為に関する事故</td></tr><tr><td>×故意に起因する事故</td><td>×配偶者、生計同一者に対する事故 など</td></tr></table>		×自動車による対人・対物事故	×医療行為に関する事故	×故意に起因する事故	×配偶者、生計同一者に対する事故 など
×自動車による対人・対物事故	×医療行為に関する事故					
×故意に起因する事故	×配偶者、生計同一者に対する事故 など					

【図 2 2】ボランティア保険の紹介

災害ボランティアコーディネーターハンドブックより抜粋（地震災害を想定）

作成主体：横浜災害ボランティアネットワーク、平成 12 年 9 月作成

